

新庄市地域防災計画

(風水害等対策編)

令和 6 年 1 0 月

新庄市防災会議

目 次

第 1 編 風水害等共通対策編

第 1 章 総則	2
第 1 節 総則	2
第 2 節 本市の特質と災害要因	4
第 3 節 災害履歴	6
第 4 節 防災関係機関等の事務又は業務の大綱	13
第 2 章 災害予防計画	14
第 1 節 気象等観測体制整備計画	14
第 2 節 防災知識の普及計画	16
第 3 節 地域防災力強化計画	22
第 4 節 災害ボランティア受入体制整備計画	25
第 5 節 防災訓練計画	26
第 6 節 避難体制整備計画	28
第 7 節 救助・救急体制整備計画	30
第 8 節 火災予防計画	31
第 9 節 消防団充実強化計画	33
第 10 節 医療救護体制整備計画	34
第 11 節 防災用通信施設災害予防計画	35
第 12 節 孤立集落対策計画	37
第 13 節 都市防災計画	38
第 14 節 建築物災害予防計画	39
第 15 節 輸送体制整備計画	42
第 16 節 各種施設災害予防対策計画	44
1 交通関係施設災害予防計画	44
2 土砂災害防止施設災害予防計画	46
3 農地・農業用施設災害予防計画	48
4 電力供給施設災害予防計画	50
5 ガス供給施設災害予防計画	51
6 電気通信施設災害予防計画	52
7 上水道施設災害予防計画	53
8 下水道施設等災害予防計画	54

9	危険物等保安計画	55
第17節	食料、飲料水及び生活必需品等の確保計画	57
第18節	文教施設及び児童福祉施設における災害予防計画	58
第19節	要配慮者の安全確保計画	60
第3章	災害応急計画	63
第1節	活動体制計画	63
1	災害対策本部	63
2	職員の動員配備体制	65
3	広域応援・受援計画	66
4	自衛隊災害派遣要請計画	68
第2節	情報収集伝達計画	70
1	通信計画	70
2	災害情報伝達計画	71
3	災害情報収集計画	73
4	広報計画	75
第3節	避難計画	77
第4節	避難所運営計画	79
第5節	災害時の防犯計画	80
第6節	救助・救急計画	81
第7節	消火活動計画	83
第8節	医療救護計画	85
第9節	遺体対策計画	86
第10節	交通輸送計画	88
1	輸送計画	88
2	交通計画	89
3	突発重大事故応急計画	91
第11節	各種施設災害応急対策計画	92
1	土砂災害防止施設災害応急計画	92
2	農地・農業用施設災害応急計画	93
3	電力供給施設災害応急計画	94
4	都市ガス供給施設災害応急計画	95
5	電気通信施設災害応急計画	97
6	下水道施設等災害応急計画	98
7	危険物等施設災害応急計画	99
第12節	農林業災害応急計画	100
第13節	生活支援計画	101

1	食料供給計画	101
2	給水・上水道施設応急対策計画	103
3	生活必需品等物資供給計画	104
4	保健衛生計画	106
5	廃棄物処理計画	107
6	地域内輸送拠点運営計画	109
第14節	文教施設及び児童福祉施設における災害応急計画	111
第15節	要配慮者の応急対策計画	112
第16節	応急住宅対策計画	114
第17節	災害救助法の適用に関する計画	116
第18節	労働力確保計画	118
第19節	物的公用負担等の実施計画	119
第20節	自発的支援の受入計画	120
第4章	災害復旧・復興計画	121
第1節	民生安定化計画	121
第2節	金融支援計画	123
第3節	公共施設等災害復旧計画	124
第4節	災害復興計画	126

第2編 個別災害対策編

第1章	水害対策計画	128
第1節	水害予防計画	128
第2節	水害活動計画	131
第2章	大規模土砂災害対策計画	134
第3章	雪害対策計画	135
第1節	雪害予防計画	135
第2節	雪害応急計画	142
第4章	林野火災対策計画	145
第5章	原子力災害対策計画	148
第1節	原子力災害予防計画	148
第2節	原子力災害応急計画	150

第 1 編

風水害等共通対策編

第 1 章 総則

第 1 節 総則

1 計画の目的

この計画は、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある風水害、火山災害、雪害、航空災害、鉄道災害、道路災害、林野火災及び原子力災害等（以下「風水害等」という。）に対処するため、これらの災害の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策について必要な事項を定めることにより、本市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、被害を軽減し、社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的とする。

2 計画の性格

震災対策編第 1 編第 1 章「2 計画の性格」に同じ

※「地震防災対策」は「風水害等対策」に読み替える。

※「大規模地震」は「大規模な風水害等」に読み替える。

3 防災の基本理念

震災対策編第 1 編第 1 章「3 防災の基本理念」に同じ

4 個別法に基づき地域防災計画に記載する事項

（1）地域防災計画に記載すべき事項（法定事項）

- ・水防法第 15 条第 1 項に規定する洪水予報等の伝達方法等に関する事項
- ・活動火山対策特別措置法第 5 条第 1 項、第 6 条第 1 項及び第 9 条に規定する火山現象の発生及び推移に関する情報の収集等に関する事項
- ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 8 条第 1 項に規定する土砂災害に関する警戒避難体制等に関する事項
- ・特定都市河川浸水被害対策法第 33 条第 1 項に規定する洪水等情報の伝達方法等に関する事項

（2）地域防災計画の作成に当たって留意すべき事項

原子力災害対策の専門的・技術的事項については、原子力災害対策特別措置法の規定により、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針によるものとする。

（3）国土強靱化の基本目標を踏まえた防災計画の作成等

震災対策編第 1 編第 1 章 4 「（3）国土強靱化の基本目標を踏まえた防災計画の作成等」に同じ

5 地域防災計画において重点を置くべき事項

震災対策編第1編第1章「5 地域防災計画において重点を置くべき事項」に同じ

6 用語の意義

震災対策編第1編第1章「6 用語の意義」に同じ

第2節 本市の特質と災害要因

1 自然条件

震災対策編第1編第2章「第1節 自然条件」に同じ

2 災害の誘因

(1) 風水害

暴風による災害は、冬の季節風によるものと台風によるものが多い。また、豪雨による水害は、梅雨前線による集中豪雨の他、近年では短時間の局地的大雨による災害も発生している。

誘因事象	気象の状況等	懸念される被害	備 考
台風	台風の接近通過	浸水、河川の増水・はん濫、土砂災害、交通障害、人的被害、建物・施設等の損壊・倒壊、農作物被害	
風 (台風を除く)	冬の季節風	建物・施設等の破損 農作物への被害	
	低気圧、突風（竜巻など）		
豪雨	台風、低気圧、前線、及び局地的な大雨（不安定性降水）特に、梅雨末期の集中豪雨	浸水、土砂災害等田畑の冠水、河川の増水・はん濫河川・堤防の損壊	6～9月にかけて多い

(2) 雪害等

誘因事象	気象の状況等	懸念される被害	備 考
積雪害	冬型の気圧配置による大雪、及び南岸低気圧による大雪	林業、農業、通信及び交通関係における被害、雪圧による建造物の倒壊、雪おろしや排雪に伴う事故	
風雪害		交通関係における被害	

融雪害	気温の上昇に伴う融雪と降雨が重なった場合	洪水、がけ崩れ及び地すべり等の被害	
雪崩	気温が低く既に積もった雪の上に新雪が数 10cm 以上降り積もった場合	新雪（表層）雪崩	1 月から 2 月の厳寒期に多い
	南風が吹いて気温が上昇したとき又は降雨により雪解けが促進された場合	全層雪崩	春先の融雪期に多い

(3) その他の気象災害

誘因事象	気象の状況等	懸念される被害	備 考
霜	夜間の放射冷却季節はずれの強い寒気の流入	農作物被害	4、5、10、11 月頃が多い
ひょう	寒冷前線の通過寒気の流入	農作物被害	初夏に多い
落雷	寒冷前線の通過寒気の流入 冬期の季節風に伴う雷雲の流入	火災及び電力施設の損壊 電力の瞬断による精密機器への影響	
干害	空梅雨、高気圧の持続	農作物被害	
冷害	冷涼な北東風（やませ）偏西風の南下による寒気の流入	農作物被害	

第3節 災害履歴

1 水害

水害は3月から4月にかけての融雪洪水や、7月から9月にかけての梅雨前線・台風等の影響によるものが多い。近年では、令和2年7月27日からの豪雨災害が、災害救助法適用の大きな水害であった。

市に関する水害災害年表

災害発生年（西暦）	災害の概要	出典
寛永 14 年（1637）	最上川大洪水、川通り家流出（8 月）	1
万治 2 年（1659）	洪水、長沢村にて流死 10 人（7 月 27 日）	
寛文 10 年（1670）	洪水（7 月 23 日）	
天和 2 年（1682）	新庄大雨洪水、44 軒流失（4 月 3 日）	
元禄 16 年（1703）	吉沢堤決壊	
宝永元年（1704）	大雨洪水、侍屋敷 3 軒流失、舟形往還 3 日途断	
享保 8 年（1723）	大雨洪水、流家 25 軒・流死 4 人（5 月 29～）、沿岸流出家屋 400 余（5 月 25 日）	
宝暦 7 年（1757）	最上川大洪水、出水三丈一尺余（約 9.4m）、沿岸流出家屋 400 余（5 月 25 日）	
文化 11 年（1814）	大雨洪水、（6 月 6 日・7 日）	
天保 4 年（1833）	大洪水、古口町のみにて 118 軒流失（6 月）	
天保 10 年（1839）	大洪水、新庄古沢堤・新堤・源六堤決壊（6 月）	
安政元年（1854）	大雨にて最上川洪水（7 月 4 日）	
安政 6 年（1859）	大暴風雨にて最上川洪水（7 月）	
大正 2 年（1913）	最上地方大洪水	
昭和 9 年（1934）	室戸台風	
昭和 12 年（1937）	豪雨（総雨量 160mm）にて大水害	
昭和 20 年（1945）	大洪水	1

昭和 29 年 (1954)	洞爺丸台風、最大風速 21m/s (9 月 26 日～27 日)
昭和 34 年 (1959)	伊勢湾台風 (9 月 26 日～27 日)
昭和 36 年 (1961)	降雨 (8 月 27 日～28 日) 木橋 2 箇所・護岸決壊 3 箇所、床下浸水 3 戸
	第 2 室戸台風、最大瞬間風速 23.4m/s (9 月 16 日) 居住全壊 2 戸・半壊 7 戸、公共建物全壊 2 軒、鉱工業全壊 1 軒主要食糧作物等 3,174ha・飼料作物 115ha・園芸作物 137ha、農業用住宅全壊 10 棟・半壊 211 棟・畜舎全壊 11 棟・半壊 20 棟
昭和 40 年 (1965)	豪雨 (7 月 1 日)、床上浸水 1 戸・床下浸水 13 戸、田冠水 8.5ha・田埋没 0.5ha、土橋流失 1 箇所
昭和 44 年 (1969)	集中豪雨 (8 月 8 日) 市内全域 床上浸水 165 戸・床下浸水 534 戸・田畑の浸水等 2,328ha、道路破損 6 箇所、橋梁流失 6 箇所、護岸決壊 88 箇所
昭和 47 年 (1972)	大雨 (7 月 25 日) 市内全域、田畑冠水等 974ha、護岸決壊等
昭和 49 年 (1974)	集中豪雨 (7 月 31 日～8 月 1 日) 市内全域 対策本部設置 8 月 1 日 6 時・閉鎖 12 月 10 日 10 時総雨量 205mm、7 月 31 日 20mm・8 月 1 日 185mm 1 時間あたり最大雨量 44.5mm (8 月 1 日 5 時～6 時) 死者：1 名、住家：全壊流出 2 戸・半壊流出 13 戸・床上浸水 632 戸・床下浸水 1,181 戸・一部破損 15 戸、非住家：全壊流出 2 戸・半壊流出 1 戸・床上浸水 26 戸・床下浸水 348 戸、農作物：田冠水 820ha・稲倒伏 450ha・埋没流出 80ha・畑浸水 100ha 農地：田流出 14.18ha・田埋没 70.12ha・畑流出 0.03ha・畑埋没 0.08ha・草地 20ha、施設：頭首工 69 箇所・水路 7,814m・農道 2,363m・橋 23 箇所・ため池 11 箇所 鉄道不通：奥羽本線 5 箇所・陸羽東線 1 箇所・陸羽西線 1 箇所避難命令勧告：7 地区・101 世帯・293 人災害救助法の発動 (8 月 1 日 15 時)
昭和 55 年 (1980)	集中豪雨 (7 月 15 日) 市内全域 家屋：床下浸水 22 戸、農林：田冠水 39ha・田流出 0.2ha・畑冠水 0.2ha・農道損壊 4 箇所・水路損壊 3 箇所・頭首工 1 箇所土木：道路破損 2 箇所・橋梁損壊 2 箇所

昭和 56 年 (1981)	大雨 (6 月 22 日) 西部地区 家屋：床上浸水 9 戸・床下浸水 7 戸、農林：田冠水 134ha・農地埋没 14ha・水路流出 132 箇所・農道損壊 3 箇所、土木：堤防洗掘 3 箇所・橋梁流出 3 箇所	1
	台風 15 号 (8 月 23 日) 市内全域 公共施設：4 箇所、農林：田冠水 20ha・農地流出 5 ha・農道損壊 1 箇所・水路損壊 1 箇所・頭首工 1 箇所	
昭和 57 年 (1982)	大雨 (4 月 16 日) 西部地区農林：田冠水 75ha・田流出 9 ha・河川欠損 1 箇所	
	台風 10 号 (8 月 2 日) 市内全域負傷者 2 名、公共建物等一部破損 23 箇所	
昭和 57 年 (1982)	台風 18 号 (9 月 12 日) 中部地区農林：田冠水 5 ha・田流出 0.1ha	
昭和 58 年 (1983)	大雨 (7 月 26 日) 家屋：床上浸水 1 戸・床下浸水 54 戸、農林：田冠水 397ha・田流出 2 ha、土木：道路決壊 5 箇所・落橋 1 箇所・河川欠損 38 箇所・水道破損 2 箇所	
平成 2 年 (1990)	台風 28 号 (11 月 30 日～12 月 1 日) 市内全域負傷者 (軽傷) 1 名、住家一部破損 11 棟・公共建物 2 棟・農業用施設 66 軒	
平成 13 年 (2001)	集中豪雨 (8 月 3 日) 床下浸水 1 棟・道路冠水 1 箇所農林：田畦畔崩壊 2 箇所・用水路よう壁崩壊 1 箇所	
平成 14 年 (2002)	台風 6 号 (7 月 10 日～11 日) 総雨量：126.5mm (7 月 10 日 16：00～11 日 14：00) 家屋：床下浸水 4 棟 (住家 2・非住家 2) 道路規制：全面通行止め 1 箇所 (国道 47 号線) 土砂災害：市道路肩崩壊 2 箇所・遊歩道崩壊 1 箇所・住宅地 1 箇所農林：田冠水 72.8ha	
	台風 21 号 (10 月 1 日～2 日) 総雨量：40.0mm (10 月 1 日 15：00～2 日 16：00) 最大瞬間風速 28.3 (10 月 2 日 1：18) 強風による被害：看板 1 基・照明灯 2 基・倒木 16 件農林：ビニールハウス 27 棟 6132 m ² ・果樹 340a・野菜 880a・水稻 300a	

平成 16 年 (2004)	豪雨 (7 月 10 日～17 日) 総雨量 : 291.0mm (7 月 10 日～17 日) 1 日最大降雨量 98.5 (7 月 17 日) 家屋 : 住家床上浸水 1 棟・床下浸水 3 棟・非住家床下浸水 2 棟道路規制 : 通行止め 5 路線・片側通行 2 路線河川被害 : 護岸欠所 2 箇所・内排水氾濫 1 箇所・法面欠所 9 箇所土砂災害 : 崖崩れ 1 箇所・土砂崩れ 6 箇所・法面崩壊 3 箇所・山腹崩壊 1 箇所農林施設 : 農道崩土 19 箇所・水路欠壊 22 箇所・林道崩土 2 箇所・ため池損傷 1 箇所・管橋損傷 1 箇所農林 : 田冠水等 66.05ha・畑冠水等 6.35ha 火災 : 1 件 (落雷) 停電 : 1320 戸	1
平成 19 年 (2007)	台風 9 号 (9 月 7 日～8 日) 家屋 : 一部損壊 2 棟 (住家 1・非住家 1) 道路規制 : 全面通行止め 1 箇所 (市道太田一本柳線) 農林 : ビニールハウス 24 棟 6600 m²・果樹 295a・野菜 37.8ha・水稻 300a 停電 : 344 戸 (昭和地区)	
平成 20 年 (2008)	豪雨 (7 月 27 日) 床下浸水 4 棟・道路冠水 1 箇所 農林 : 法面崩壊 1 箇所・用水路閉塞 1 箇所 停電 : 10 戸	
	豪雨 (8 月 14 日) 農林 : 農地法面崩壊 6 箇所・農道陥没 1 箇所山腹崩壊 1 箇所・護岸崩壊 2 箇所	
平成 25 年 (2013)	豪雨 (7 月 18 日) 住家床上浸水 1 棟・床下浸水 4 棟 農林 : 農地法面崩壊 3 箇所 山腹崩壊 7 箇所	
平成 30 年 (2018)	豪雨 (8 月 5 日) 降水量 : 268.5mm (5 日 0 時から 6 日 24 時までの 48 時間降水量) 避難勧告 : 13,946 世帯・35,982 人 避難指示 : 56 世帯・165 人 避難者数 : 504 人 住家床上浸水 : 3 棟 床下浸水 : 32 棟 道路規制 : 5 箇所 災害廃棄物 : 5.06 t 停電 : 152 戸 護岸欠損 : 17 箇所	
	豪雨 (8 月 30 日) 降水量 : 207.5mm (8 月 30 日 0 時から 9 月 2 日 0 時までの 72 時間降水量) 避難指示 : 17 世帯・53 人 避難者数 : 2 人 住家床下浸水 : 23 棟 非住家浸水 : 1 棟 道路規制 : 10 箇所 災害廃棄物 : 0.5 t 停電 : 700 戸 護岸欠損 : 22 箇所 破堤 : 4 箇所 連節ブロック破損 : 1 箇所	

令和 2 年 (2020)	豪雨 (7 月 27 日) 避難準備 : 696 世帯・1,907 人 避難指示 : 158 世帯・442 人 避難所開設箇所 : 5 箇所 避難者数 : 90 人 住家半壊 : 4 棟 住家一部破損 : 6 棟 住家床下浸水 : 5 棟 非住家床上浸水 : 2 棟 非住家床下浸水 : 3 棟 災害廃棄物 : 33 t	1
令和 4 年 (2022)	豪雨 (6 月 27 日) 避難指示 : 68 世帯・207 人 避難所開設箇所 : 2 箇所 避難者数 : 90 人 住家床上浸水 : 2 棟 住家床下浸水 : 8 棟	

出典 : 1. 新庄市環境課資料 *明治以前は旧暦

2 土砂災害

土砂災害の発生時期は、融雪期と梅雨記に多い。

市に関する土砂災害年表

災害発生年 (西暦)	災害の概要	出典
昭和 59 年 (1984)	融雪 (5 月 1 日) 本合海地区、山崩れ 1 箇所	1
平成 2 年 (1990)	融雪・降雨 (2 月 11 日～3 月 13 日) 金沢字西の山 (山屋) 地すべり大雨 (6 月 26 日～28 日) 本合海矢筈山 (新庄温泉付近) で地すべり (約 17,000m)	
平成 3 年 (1991)	融雪・降雨 (2 月 15 日～16 日) 市道西の山・石塚線の北西側法面の崩壊大雨 (7 月 22 日) 痘越渡 がけ崩れ 1 箇所 市道赤坂・上台線 : L = 40m 市道大谷地 1 号線 : L = 15m	
平成 4 年 (1992)	大雨 (7 月 18 日) 市道本合海・鶴の子線 法面の崩壊	
平成 18 年 (2006)	豪雨・地すべり(7 月 28 日)升形前波地区 災害対策連絡会議設置(29 日 8:30～31 日 9:24) 住家一部損壊 1 棟、非住家一部損壊 1 棟、道路被害 10 箇所、公園被害 2 箇所、田被害 0.04ha 避難指示 : 前波地区 3 世帯 (28 日 19 : 25～30 日 8 : 00) 本合海 4 区(山崎) 6 世帯 (29 日 1 : 30～14 : 00)	

平成 30 年 (2018)	豪雨・地すべり (8 月 5 日) 本合海字矢筈山	1
----------------	---------------------------	---

出典：1. 新庄市環境課資料

3 豪雪災害

市に関する豪雪災害年表

災害発生年 (西暦)	災害の概要	出典
昭和 56 年 (1981)	豪雪 (2 月 1 日) 住家一部破損 1 棟・非住家一部破損 3 棟床上浸水 4 棟・床下浸水 78 棟	1
平成 9 年 (1997)	2 月 6 日対策本部設置	
平成 13 年 (2001)	1 月 12 日対策本部設置・3 月 26 日解散死者 1 名・重症 8 名・軽症 2 名住家一部破損 1 棟・床下浸水 6 棟	
平成 17 年 (2005)	2 月 1 日対策本部設置・3 月 25 日解散 最大積雪深 169cm (2 月 28 日) 人的被害：重症 6 名・軽症 8 名建物被害：住家一部破損 1 棟・非住家全壊 1 棟、非住家一部破損 2 棟水上がり：住家床上浸水 1 棟・非住家床下浸水 2 棟、農林被害：堆肥舎 3 棟全壊・ビニールハウス 2 棟全壊、道路：国道 47 号線 (鳥越～白糸の滝) 2 月 1 日 8:30～2 日 0:00 J R：運休 159 本 (2 月 1 日～5 日)	
平成 18 年 (2006)	1 月 4 日雪害対策連絡会議設置・3 月 22 日解散最大積雪深 157cm (2 月 6 日) 人的被害：死亡 1 名、重傷 4 名、軽傷 7 名 住家一部損壊 1 棟、非住家半壊 1 棟、床下浸水 1 棟	
平成 23 年 (2011)	1 月 22 日対策本部設置・3 月 31 日解散 最大積雪深 200cm (2 月 1 日) 人的被害：死亡 1 名、重傷 4 名、軽傷 1 名住家一部損壊 9 棟、非住家半壊 7 棟	
平成 24 年 (2012)	1 月 30 日対策本部設置・3 月 28 日解散 最大積雪深 186cm (2 月 20 日) 人的被害：死亡 1 名、重傷 9 名、軽傷 3 名住家一部損壊 7 棟、非住家全壊 1 棟	

平成 25 年 (2013)	1 月 26 日対策本部設置・3 月 22 日解散 最大積雪深 208cm (2 月 26 日) 人の被害：重傷 8 名、軽傷 2 名 住家一部損壊 1 棟、非住家全壊 6 棟	1
平成 26 年 (2014)	対策本部設置 (1 月 20 日)・解散 (3 月 24 日) 最大積雪深：163cm (2 月 21 日) 人の被害：重症 7 名・軽傷 2 名	
平成 27 年 (2015)	豪雪対策本部設置 (1 月 9 日)・解散 (3 月 20 日) 最大積雪深：150cm (2 月 10 日) 人の被害：重症 5 名・軽傷 4 名 住家被害：一部損壊 1 棟・床下浸水 1 棟 非住家被害：半壊 1 棟	
平成 28 年 (2016)	雪害連絡協議会設置 (1 月 22 日)・解散 (3 月 23 日) 最大積雪深：130cm (1 月 22 日) 人の被害：重症 5 名	
平成 30 年 (2017)	豪雪対策本部設置 (1 月 29 日)・解散 (3 月 23 日) 最大積雪深：197cm (2 月 14 日) 人の被害：死亡 2 名・重症 4 名・軽傷 3 名 住家被害：一部損壊 1 棟 非住家被害：全壊 1 棟	
令和 3 年 (2021)	豪雪対策本部設置 (1 月 4 日)・解散 (3 月 22 日) 最大積雪深：155cm (2 月 17 日) 人の被害：死亡 1 名・重症 3 名・軽傷 2 名 住家被害：一部破損 1 棟	
令和 4 年 (2022)	豪雪対策本部設置 (2 月 4 日)・解散 (3 月 22 日) 最大積雪深：176 c m (2 月 6 日) 人の被害：死亡 1 名・重症 5 名・軽傷 7 名 住家被害：全壊 1 棟・一部破損 2 棟 非住家被害：全壊 5 棟・半壊 1 棟	

出典：1. 新庄市環境課資料

第4節 防災関係機関等の事務又は業務の大綱

1 防災関係機関等の責務

震災対策編第1編第5章「1 防災関係機関等の責務」に同じ

2 住民の役割

震災対策編第1編第5章「2 住民の役割」に同じ

※「大規模地震」を「大規模災害」に読み替える。

3 防災関係機関の事務又は業務の大綱

震災対策編第1編第5章「3 防災関係機関の事務又は業務の大綱」に同じ

第2章 災害予防計画

第1節 気象等観測体制整備計画

方針

風水害等発生時の迅速な初動体制の構築に資するため、防災関係機関の気象等観測体制の整備に必要な対策を推進する。

主な実施機関

新庄市都市整備課、環境課、新庄市消防団、最上広域市町村圏事務組合消防本部、最上総合支庁、国土交通省新庄河川事務所、国土交通省山形河川国道事務所、新庄国道維持出張所、山形地方気象台

計画の体系

項 目	概 要
1 気象等観測体制の現状	
2 通信施設整備	
3 消防施設の整備	
4 水防施設整備	
5 災害対策用臨時ヘリポート	
6 防災施設の整備	

1 気象等観測体制の現状

震災対策編第2編第1章「1 地震観測体制の現状」に同じ

※「地震発生時」を「風水害等発生時」に読み替える。

2 通信施設整備

震災対策編第2編第1章「2 通信施設整備」に同じ

3 消防施設の整備

震災対策編第2編第1章「3 消防施設の整備」に同じ

4 水防施設設備

震災対策編第2編第1章「4 水防施設整備」に同じ

5 災害対策用臨時ヘリポート

震災対策編第2編第1章「5 災害対策用臨時ヘリポート」に同じ

6 防災施設の整備

震災対策編第2編第1章「6 防災施設の整備」に同じ

第2節 防災知識の普及計画

方針

市及び県等の防災関係機関等が、風水害等による災害時応急対策の主体となる職員に行う防災教育及び地域住民の防災意識の向上を図るために行う防災知識の普及・啓発活動を積極的に行い、防災意識の高揚に努める。

なお、普及・啓発に当たっては、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての市民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、市民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の推進、学校における防災教育等の充実を図り、市全体としての防災意識の向上を図るものとする。

主な実施機関

新庄市環境課、新庄市教育委員会、新庄市消防団、最上広域市町村圏事務組合消防本部、最上総合支庁、自主防災組織

計画の体系

項 目	概 要
1 防災関係機関職員に対する防災教育	(1) 教育内容 (2) 教育方法
2 市民に対する防災知識の普及	(1) 啓発内容 (2) 啓発方法 (3) 市民の責務
3 事業所等に対する防災知識の普及	(1) 啓発内容 (2) 啓発方法
4 学校教育における防災教育	(1) 児童生徒等に対する防災教育 (2) 教職員に対する防災教育
5 防災対策上特に注意を要する施設における防災教育の推進	(1) 監督機関の責務 (2) 危険物施設等における防災教育 (3) 病院、福祉施設等における防災教育 (4) ホテル、旅館等における防災教育 (5) 不特定多数の者が利用する施設における防災教育
6 洪水予報等河川に指定されていない中小河川における対策	

1 防災関係機関職員に対する防災教育

震災対策編第2編第2章「1 防災関係機関職員に対する防災教育」に同じ

2 市民に対する防災知識の普及

市は、被害の防止、軽減の観点から、市民に対して「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、理解と協力を得るものとする。

また、大規模な風水害等が発生した場合には、すべての応急対策について行政が対応することは困難であり、市民自らの自主防災意識と行動が重要となることから、気候変動の影響も踏まえつつ、防災訓練や啓発活動等を通して防災知識の普及を図る。

なお、市、県及び国は、市民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組みを行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクに関する情報の提供に努めるとともに、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組みを推進する。

(1) 啓発内容

気候変動の影響と考えられる異常気象に伴う災害が増加していることを踏まえ、災害に備えた普段の心得や災害発生時の心得として、次の事項について啓発を行う。

①災害への備えについての啓発事項

ア 住宅の安全点検

イ 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、マスク等）の準備

ウ 最低3日間、推奨1週間分の食料・飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトイレットペーパー等の備蓄（ローリングストック法※の活用）

※ローリングストック法：普段の生活で消費する食品や生活必需品を少し多めに買って置き、古くなったものから順に使用し、使用した分を新たに買い足すことで常に一定量を確保しておく備蓄方法。

エ 自動車へのこまめな満タン給油

オ 高齢者用、乳幼児用、食物アレルギー者用等、家族の実情に応じた食料等の備蓄

カ 家族が服用している医薬品の情報等の把握

キ ペットとの同行避難や避難所での飼養についての準備（しつけと健康管理、迷子にならないための対策、飼い主明示、避難用品や備蓄品の確保等）

ク 水害保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

ケ 本市の災害史や災害教訓・伝承、地域の危険情報の把握

コ マイ・タイムライン（個人の防災行動計画）の作成

②災害予想区域図の周知

市は、想定される被害の危険区域及び指定緊急避難場所、避難経路等を示した災害予想区域図（ハザードマップ）、防災マップ、災害発生時の行動マニュアル等を作成し、市民等に周知する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか市民等に確認を促すよう努める。

また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえで、とるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル４で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解促進に努める。

③災害発生後の行動等についての啓発事項

ア 特別警報・警報・注意報発表時、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動

イ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服した、避難行動を取るべきタイミングを逸することない適切な行動

ウ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の風水害のおそれのない適切な避難場所、避難経路

エ 広域避難の実効性確保のための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方

オ 応急救護の方法

カ 通信システムの適切な利用方法（災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の活用）

キ 高齢者、障がい者等の要配慮者への配慮

ク ライフライン途絶時の対策

ケ 男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点への配慮

コ 指定避難所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識

サ 生活の再建に資する行動（家屋が被災した際に、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影する等）

（２）啓発方法

市及び県は、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布やホームページの活用などを促進するとともに、市民を対象とした防災セミナー等の開催に努め、防災知識と自助を基本とした防災意識の啓発を推進する。

併せて、地域における自主防災組織、町内会、各種団体、ボランティア等の活動並びに消防本部で実施する応急手当講習会など地域コミュニティにおける多様な主体の関わりを通じて防災知識と自助を基本とした防災意識の普及啓発を図るとともに、防災（防災・減災への取組み実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

また、適切な避難場所、避難路等について周知徹底し、円滑な避難のため自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

（３）市民の責務

市民は、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努める。

３ 事業所等に対する防災知識の普及

大規模な風水害等が発生した場合は、地域において事業所等との連携活動が重要となることから、市及び県は、気候変動の影響も踏まえつつ、自衛防災体制の整備・強化指導を通して事業所等に防災知識の普及を図るとともに、地域との連携・協力体制の強化を促進する。

（１）啓発内容

災害に備えた普段の心得や災害発生時の心得として、次の事項について啓発を行う。

①災害への備えについての啓発事項

ア 事業者等の安全点検

イ 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、マスク等）の準備

ウ 最低３日間、推奨１週間分の食料・飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄（ローリングストック※の活用）

エ 自動車へのこまめな満タン給油

オ 水害保険・共済等の事業所等の再建に向けた事前の備え

カ 本県の災害史や災害教訓・伝承、地域の危険情報の把握

②災害予想区域図の周知

市は、想定される被害の危険区域及び指定緊急避難場所、避難経路等を示した災害予想区域図（ハザードマップ）、防災マップ、災害発生時の行動マニュアル等を作成し、市民等に周知する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか確認を促すよう努める。

また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、事業所が所在する地域の災害リスクや建物の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行

く必要がないこと、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解促進に努める。

③災害発生後の行動等についての啓発事項

ア 特別警報・警報・注意報発表時、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動

イ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服した、避難行動を取るべきタイミングを逸することのない適切な行動

ウ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の風水害のおそれのない適切な避難場所、避難経路

エ 広域避難の実効性確保のための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方

オ 応急救護の方法

カ 通信システムの適切な利用方法(災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の活用)

キ 高齢者、障がい者等の要配慮者への配慮

ク ライフライン途絶時の対策

ケ 男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点への配慮

コ 指定避難所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識

(2) 啓発方法

市及び県は、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布やホームページの活用などを促進するとともに、事業所等を対象とした防災セミナー等の開催に努め、防災知識と自助を基本とした防災意識の啓発を推進する。

また、緊急時に対処できる自衛防災体制及び地域との連携強化による災害時の協力体制の整備を指導することに加え、適切な避難場所、避難路等について周知徹底し、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティと連携した避難活動を促進する。

4 学校教育における防災教育

市、県及び国は、地域の防災力を高めていくため、気候変動の影響も踏まえつつ、学校における防災教育の充実、防災に関する教材(副読本)の充実を図るものとする。

なお、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。また、学校における消防団員、防災士及び消防士等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

(1) 児童生徒等に対する防災教育

市及び県は、防災教育を学校教育の中に位置付け、児童生徒等の発達段階に応じ、災害発生時に起こる危険や災害時の対応、本県の災害史、災害教訓・伝承等について理解させ、安全な行動をとれるよう次の事項に留意して教育する。

ア 児童生徒の発達段階や学校種別、学校の立地条件等によって指導内容や指導方法を具体的に考え実施すること。

イ 児童生徒の発達段階に応じて、防災教育資材、学校安全資料を活用し指導すること。

ウ 自然体験学習、福祉体験学習及びボランティア体験学習等の機会を捉えて、児童生徒が自身の安全を守るための力を育成すること。

(2) 教職員に対する防災教育

ア 市・県教育委員会は、初任者研修、経験者研修等において、災害の基礎知識、児童生徒等の発達段階や地域の特性に応じた避難行動等に関する研修を行う。

イ 学校長は、教職員が災害発生時に主体的に動けるよう各人の役割を明確にし、マニュアル等を用いて定期的に校内研修を実施する。

5 防災対策上特に注意を要する施設における防災教育の促進

震災対策編第2編第2章「5 防災対策上特に注意を要する施設における防災教育の促進」に同じ

6 洪水予報等河川に指定されていない中小河川における対策

県は、必要と認める河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて市等へ水位や浸水想定の情報を提供するよう努める。

市長は、洪水予報を実施する河川又は特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する又は特別警戒水位に到達した旨の周知（以下「洪水予報等」という。）を行う河川として指定した河川（以下「洪水予報等河川等」という。）に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、水位情報や浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として市民、滞在者その他の者へ周知する。

第3節 地域防災力強化計画

方針

風水害等発生時においては、公的機関による防災活動（公助）のみならず、地域住民及び企業（事業所）等による自発的かつ組織的な防災活動（共助）が極めて重要であることから、地域、施設、企業（事業所）等における自主的な防災組織の育成・整備など地域防災力の強化を図る。

主な実施機関

新庄市環境課、最上広域市町村圏事務組合消防本部、最上総合支庁、自主防災組織

計画の体系

項 目	概 要
1 自主防災組織の育成	(1) 育成の主体 (2) 育成の方針 (3) 自主防災組織の規模 (4) 育成強化対策 (5) 自主防災組織の活動内容 (6) 関係団体との連携 (7) 市民及び事業者による地区内の防災活動の推進
2 企業（事業所）等における防災の促進	(1) 事業所等における自衛消防組織の育成 (2) 企業等における事業継続計画の策定促進 (3) 市等における事業継続力強化支援計画の策定促進 (4) 企業等における帰宅困難者対策の推進

1 自主防災組織の育成

(1) 育成の主体

市は、法第5条第2項の規定により、自主防災組織の育成主体として位置づけられていることから、自治会、町内会等に対する指導・助言を積極的に行い、組織率の向上と実効ある自主防災組織の育成・強化に努め、消防団との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

県は、自主防災組織の組織化及び組織活性化を支援するため、市の行う自主防災組織の育成整備活動及び自主防災組織の活動状況等を把握するとともに、市に対して助言・協力を行う。また、自主防災組織の活動において中核的存在となる人材(以下「自主防災リーダー」という。)の育成を支援するため、自主防災リーダー研修会等を実施する。

市、県及び国は、各地域において、自主防災リーダーの育成等、自助・共助の取組みが適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

防災関係機関は、市が行う自主防災組織の育成整備活動への協力に努める。

(2) 育成の方針 ～ (7) 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

震災対策編 第2編第3章「1 自主防災組織の育成 (2) 育成の方針～ (7) 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進」に同じ

2 企業（事業所）等における防災の促進

市、県又は最上広域消防本部は、企業（事業所）等における自衛消防組織の整備促進及び事業継続計画（BCP）の策定促進を図るとともに、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図る。

(1) 事業所等における自衛消防組織の育成

震災対策編第2編第3章「2 企業（事業所）等における防災の促進 (1) 事業所等における自衛消防組織の育成」に同じ

(2) 企業等における事業継続計画の策定促進

企業等は、風水害等発生時における企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的には、各企業において災害時に中核事業を継続又は早期に復旧させるための事業継続計画

（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

企業等は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

市及び県は、企業における事業継続計画（ＢＣＰ）の策定が促進されるよう普及啓発を図るとともに、実効性の高い方策が盛り込まれるよう計画策定への支援を行う。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行う。

（３）市等における事業継続力強化支援計画の策定促進

市、県、商工会及び商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組み等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

（４）企業等における帰宅困難者対策の促進

企業等は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

市及び県は、災害時において公共交通機関が運行を停止するなど自力で帰宅することが困難な従業員等に対し、一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促す。

◆資 料◆

1 山形県自主防災組織整備推進要綱

第4節 災害ボランティア受入体制整備計画

方針

大規模な風水害等が発生し、被災者に対する救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合等に、重要な役割を担うことが期待される災害ボランティアについて、受入体制及び活動環境の整備を図る。

主な実施機関

新庄市成人福祉課、新庄市社会福祉協議会、新庄青年会議所、最上総合支庁、日本赤十字社山形県支部

計画の体系

項 目	概 要
1 一般ボランティア	(1) 意義 (2) 活動分野 (3) 受入体制の整備
2 専門ボランティア	(1) 意義 (2) 活動分野 (3) 受入体制の整備
3 活動環境の整備	

1 一般ボランティア

震災対策編第2編第4章「1 一般ボランティア」に同じ

2 専門ボランティア

震災対策編第2編第4章「2 専門ボランティア」に同じ

3 活動環境の整備

震災対策編第2編第4章「3 活動環境の整備」に同じ

第5節 防災訓練計画

方針

風水害等発生時における応急対策活動の円滑な実施を期し、防災関係業務に従事する職員の実践的実務の習熟と、関係機関の有機的な連携を強化するとともに、市民の防災に対する関心を高めるため、地域住民、自主防災組織及び防災関係機関参加の訓練を行う。

方針

新庄市環境課、新庄市教育委員会、新庄市消防団、最上広域市町村圏事務組合消防本部、自主防災組織

計画の体系

項 目	概 要
1 総合防災訓練	
2 防災関係機関の防災訓練	
3 学校の防災訓練	
4 防災対策上特に注意を要する施設における防災訓練	
5 実践的な訓練の実施と事後評価	

1 総合防災訓練

震災対策編第2編第5章「1 総合防災訓練」に同じ

※「緊急地震速報」を「洪水速報」に読み替える。

2 防災関係機関の防災訓練

震災対策編第2編第5章「2 防災関係機関の防災訓練」に同じ

3 学校の防災訓練

学校管理者は、学校安全計画及び危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を策定し、冷静かつ迅速な行動が取れるよう、的確な対応を確保する。

特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、毎年、梅雨や台風の時期を迎える前までを目途に、防災訓練と合わせた防災教育を実施するよう努めるものとする。市、県、国及び関係機関は、学校における防災訓練等について、必要に応じて助言等を行うものとする。

なお、以下の点に留意して年1回以上防災訓練を実施する。

- ①授業中、昼休み等学校生活の様々な場面を想定すること。
- ②児童生徒の避難誘導を実施すること。
- ③季節を考慮した訓練を実施すること。
- ④できる限り地域との連携に努めること。

4 防災対策上特に注意を要する施設における防災訓練

震災対策編第2編第5章「4 防災対策上特に注意を要する施設における防災訓練」に同じ

※「大地震」を「大規模な風水害等」に、「地震」を「洪水」に読み替える。

5 実践的な訓練の実施と事後評価

震災対策編第2編第5章「5 実践的な訓練の実施と事後評価」に同じ

※「地震」を「洪水」に読み替える。

◆資 料◆

- 1 山形県総合防災訓練開催基準要領
- 2 市町村総合防災訓練実施要綱

第6節 避難体制整備計画

方針

風水害等による災害は、火災等の二次災害と相まって大規模かつ広域になるおそれがあることから、市民を安全な場所に計画的に避難させるための対策を推進する。

主な実施機関

新庄市成人福祉課、子育て推進課、健康課、農林課、環境課、新庄市教育委員会、新庄市消防団、最上広域市町村圏事務組合消防本部、自主防災組織

計画の体系

項 目	概 要
1 避難場所及び避難所の指定と事前周知	(1) 指定避難所等の定義 (2) 指定避難所等の選定基準 (3) 避難路の設定及び安全確保 (4) 指定避難所等の事前周知 (5) 公共用地の活用
2 避難指示等発令判断基準の明確化	(1) 判断基準の明確化 (2) 全庁をあげた体制の構築 (3) 国や県との連携
3 指定避難所等に係る施設、設備、資機材等の整備	
4 避難行動要支援者の避難支援計画	
5 避難誘導体制の整備	
6 防災上特に注意を要する施設の避難計画	(1) 多数の要配慮者が利用する施設 (2) 不特定多数の者が利用する施設
7 福祉避難所の指定	

1 避難場所及び避難所の指定と事前周知

震災対策編第2編第6章「1 避難場所及び避難所の指定と事前周知」に同じ

※震災対策編の「震災」を「風水害等」に読み替える

2 避難指示等発令判断基準の明確化

震災対策編第2編第6章「2 避難指示等発令判断基準の明確化」に同じ

3 指定避難所等に係る施設、設備、資機材等の整備

震災対策編第2編第6章「3 指定避難場所等に係る施設、設備、資機材等の整備」に同じ

4 避難行動要支援者の避難支援計画

震災対策編第2編第6章「4 避難行動要支援者の避難支援計画」に同じ

5 避難誘導體制の整備

市は、避難指示等を発令した場合に市民が迅速かつ安全に避難できるような避難誘導體制を整備する。

特に、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等多様な主体の連携や協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握・共有に努め、情報伝達体制や避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図る。

市は、水防団等と協議し、災害時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。なお、避難指示等を発令した場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「緊急安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、自宅の少しでも高い場所に移動するなど、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等をする「緊急安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

6 防災上特に注意を要する施設の避難計画

震災対策編第2編第6章「6 防災上特に注意を要する施設の避難計画」に同じ

7 福祉避難所の指定

震災対策編第2編第6章「7 福祉避難所の指定」に同じ

◆資料◆

1 避難地等一覧

第7節 救助・救急体制整備計画

方針

風水害等による、建物の倒壊や火災等が同時多発する現場で、多数の被災者を迅速かつ的確に救出・救助するため、防災関係機関が連携して実施する初期活動から救急搬送までの活動体制の整備を図る。

主な実施機関

新庄市成人福祉課、子育て推進課、都市整備課、環境課、新庄市消防団、最上広域市町村圏事務組合消防本部、新庄警察署、自主防災組織

計画の体系

項 目	概 要
1 自主防災組織の対策	(1) 情報の収集・伝達体制の確立 (2) 防災訓練 (3) 防災用資機材の整備
2 市の対策	(1) 市民に対する防災意識の啓発 (2) 民間等による救助・救急支援体制の確保 (3) 消防機関の救助・救急体制の整備 (4) 連携体制の構築 (5) 救助・救急活動における交通確保 (6) 医療機関との情報伝達体制の整備 (7) 応援受入体制の確立
3 県の対策	(1) 救助・救急隊員の養成 (2) 消防防災ヘリコプターの運用方法の確立

1 自主防災組織の対策

震災対策編第2編第7章「1 自主防災組織の対策」に同じ

2 市の対策

震災対策編第2編第7章「2 市の対策」に同じ

3 県の対策

震災対策編第2編第7章「3 県の対策」に同じ

第8節 火災予防計画

方針

火災発生 of 未然防止と被害の軽減を図るために、防火思想の普及啓発を図るとともに、市や消防機関等が実施する火災予防及び消防体制の整備を図る。

主な実施機関

新庄市農林課、環境課、新庄市消防団、最上広域市町村圏事務組合消防本部、自主防災組織

計画の体系

項 目	概 要
1 出火防止	(1) 一般対策 (2) 家庭に対する指導 (3) 防災対象物に対する指導 (4) 防火対象物点検報告制度等の実施指導
2 消防用設備等の適正な維持管理指導	
3 初期消火体制の強化	(1) 自主防災組織の対策 (2) 消火訓練の実施
4 消防施設等の整備	(1) 市による整備 (2) 防火管理者による整備 (3) 自主防災組織による整備
5 林野火災予防計画	
6 車両火災予防対策	
7 漏電による火災予防対策等	

1 出火防止

震災対策編第2編第8章「1 出火防止」に同じ

※「地震発生時」を「風水害等発生時」に読み替える。

2 消防用設備等の適正な維持管理指導

震災対策編第2編第8章「2 消防用設備用の適正な維持管理指導」に同じ

3 初期消火体制の強化

震災対策編第2編第8章「3 初期消火体制の強化」に同じ

4 消防施設等の整備

震災対策編第2編第8章「4 消防施設等の整備」に同じ

※「地震発生時」を「風水害等発生時」に読み替える。

5 林野火災予防計画

震災対策編第2編第8章「5 林野火災予防計画」に同じ

6 車両火災予防対策

震災対策編第2編第8章「6 車両火災予防対策」に同じ

7 漏電による火災予防対策等

震災対策編第2編第8章「7 漏電による火災予防対策等」に同じ

◆資 料◆

1 火災警報発令基準

第9節 消防団充実強化計画

方針

風水害等による災害発生時の消防団の果たす役割は大きいが、少子高齢化、被用者の増加等の問題で担い手の確保が困難になっている。そのため必要な対策を推進して消防団の充実強化を図り、もって市民の安全の確保に資する。

主な実施機関

新庄市環境課、新庄市消防団

計画の体系

項 目	概 要
1 消防団員の充実強化	(1) 団員の加入方法の多様化 (2) 団員の教育訓練
2 消防団の施設・装備の充実強化	
3 消防団への理解促進	
4 消防団員の処遇改善	

1 消防団員の充実強化

震災対策編第2編第9章「1 消防団員の充実強化」に同じ

2 消防団の施設・装備の充実強化

震災対策編第2編第9章「2 消防団の施設・装備の充実強化」に同じ

3 消防団への理解促進

震災対策編第2編第9章「3 消防団への理解促進」に同じ

4 消防団員の処遇改善

震災対策編第2編第9章「4 消防団員の処遇改善」に同じ

第 10 節 医療救護体制整備計画

方針

大規模な風水害等により発生する多数の傷病者に対して、困難な条件の下で適切な医療を提供するため、市、県及び医療関係機関は医療救護体制の整備を図る。

主な実施機関

新庄市健康課、環境課、最上広域市町村圏事務組合消防本部、最上総合支庁、新庄市最上郡医師会

計画の体系

項 目	概 要
1 医療関係施設の役割	(1) 医療救護所 (2) 一般医療機関（休日・夜間診療所含む） (3) 災害拠点病院等
2 医療関係施設の整備等	(1) 医療関係施設等の整備 (2) 医療救護所設置場所の確保
3 医療救護活動体制の整備	(1) 医療救護班派遣体制の整備 (2) 災害時医療救護マニュアルの整備
4 医療資器材供給等体制の整備	

1 医療関係施設の役割

震災対策編第2編第10章「1 医療関係施設の役割」に同じ

2 医療関係施設の整備等

震災対策編第2編第10章「2 医療関係施設の整備等」に同じ

3 医療救護活動体制の整備

震災対策編第2編第10章「3 医療救護活動体制の整備」に同じ

4 医療資器材供給等体制の整備

震災対策編第2編第10章「4 医療資器材供給等体制の整備」に同じ

第 1 1 節 防災用通信施設災害予防計画

方針

防災関係機関が、風水害等による災害発生時の通信手段確保のため、情報通信施設の災害予防対策を推進する。

主な実施機関

新庄市都市整備課、環境課、新庄市消防団、最上広域市町村圏事務組合消防本部、最上総合支庁、国土交通省新庄河川事務所、国土交通省山形河川国道事務所新庄国道維持出張所、山形地方气象台

計画の体系

項 目	概 要
1 通信施設	
2 通信施設の災害予防措置	(1) 災害時の情報通信手段の確保 (2) 通信手段の多様化 (3) 最新の情報通信関連技術の導入
3 通信機器の必要数の確保	
4 電気通信設備等の活用	

1 通信施設

震災対策編第2編第12章「1 通信施設」に同じ

2 通信施設の災害予防措置

震災対策編第2編第12章「2 通信施設の災害予防措置」に同じ

3 通信機器の必要数の確保

震災対策編第2編第12章「3 通信機器の必要数の確保」に同じ

4 電気通信設備等の活用

震災対策編第2編第12章「4 電気通信設備等の活用」に同じ

◆資 料◆

- 1 新庄市防災行政無線管理運用規程
- 2 山形県震度情報ネットワークシステムに係る施設の設置及び管理運用に関する協
定書
- 3 山形県防災行政無線回線構成図
- 4 幹線系回線系統図
- 5 端末系回路系統図
- 6 災害対策用臨時ヘリポート設定基準
- 7 災害対策用臨時ヘリポート指定場所

第 1 2 節 孤立集落対策計画

方針

中山間地域など、風水害等による土砂災害などにより孤立するおそれのある集落について、孤立予防対策を推進するとともに、孤立した際に救援が届くまでの自立を前提に、食料などの物資や通信機器類などの防災資機材の備蓄を進め、防災体制の整備を行うものである。

主な実施機関

新庄市環境課、成人福祉課、健康課

計画の体系

項 目	概 要
1 孤立するおそれのある集落の把握	
2 防災資機材等の整備	(1) 連絡手段の確保 (2) 食料等の備蓄 (3) 避難所の確保 (4) 防災資機材の整備 (5) ヘリ離着陸可能な場所の確保
3 孤立予防対策の推進	
4 防災体制の整備	(1) 自主防災組織の育成等 (2) 応援体制の整備

1 孤立するおそれのある集落の把握

震災対策編第2編第13章「1 孤立するおそれのある集落の把握」に同じ
※震災対策編の「地震に伴う」を「風水害等に伴う」に読み替える。

2 防災資機材等の整備

震災対策編第2編第13章「2 防災資機材等の整備」に同じ

3 孤立予防対策の推進

震災対策編第2編第13章「3 孤立予防対策の推進」に同じ

4 防災体制の整備

震災対策編第2編第13章「4 防災体制の整備」に同じ

第 13 節 都市防災計画

方針

市街化区域を中心とした地域における風水害等の防災対策に重点をおいた都市計画事業の推進を図るために、必要な対策を推進する。

主な実施機関

新庄市都市整備課、上下水道課、環境課、新庄市教育委員会、最上広域市町村圏事務組合消防本部、最上総合支庁

計画の体系

項 目	概 要
1 都市計画の地域地区指定による災害に強いまちづくり	(1) 防火地域・準防火地域の指定 (2) 用途地域の指定 (3) 地区計画の決定
2 災害に強い新市街地の整備	
3 防災空間の整備による安全性の確保	(1) 公園・緑地整備事業の推進 (2) 街路整備事業の推進 (3) 都市防災総合推進事業の活用

1 都市計画の地域地区指定による災害に強いまちづくり

震災対策編第2編第14章「1 都市計画の地域地区指定による災害に強いまちづくり」に同じ

2 災害に強い新市街地の整備

震災対策編第2編第14章「2 災害に強い新市街地の整備」に同じ

3 防災空間の整備による安全性の確保

震災対策編第2編第14章「3 防災空間の整備による安全性の確保」に同じ

第 1 4 節 建築物災害予防計画

方針

風水害等による建築物災害の未然防止と被害の軽減が図られるよう庁舎、病院及び学校等の防災上重要な公共建築物、一般建築物等の耐震性及び不燃性の強化等を促進するために、必要な対策を推進する。

主な実施機関

新庄市都市整備課、上下水道課、環境課、新庄市教育委員会、最上広域市町村圏事務組合消防本部、最上総合支庁

計画の体系

項 目	概 要
1 建築物の火災耐力の向上促進	(1) 既存建築物に対する改善指導 (2) 防火基準適合表示制度等の実施指導
2 建築物の災害予防対策の推進	(1) 防災活動の拠点となる公共建築物の災害予防対策 (2) 不特定多数の者が利用する建築物の災害予防対策 (3) 一般建築物の災害予防対策

1 建築物の火災耐力の向上促進

建築物自体の耐火性・防火性は、建築基準法を中心とする各種法令により規定されており、火災ができるだけ拡大しないような措置がとられている。

そのため、市及び県は、新築及び増改築等建築物について、建築基準法に基づき指導を行うとともに、既存建築物についても、次により改善指導を推進する。

(1) 既存建築物に対する改善指導

市及び県は、建築基準法第 1 2 条に基づく定期報告制度を活用し、百貨店、旅館等不特定多数の人が集まる既存特殊建築物の安全性確保と施設の改善を指導する。

(2) 防火基準適合表示制度等の実施指導

市及び消防機関は、防火対象物で一定規模以上の収容人員のあるもの、または特定の防火対象物（飲食店、商業ビル、旅館・ホテル、病院等の不特定多数の者が利用するもの）のうち一定の基準に適合するものには、防火対象物定期点検報告制度

(セイフティマーク)等に基づく点検報告を実施させることにより、利用者の安全を確保する体制を確立する。

2 建築物の災害予防対策の推進

(1) 防災活動の拠点となる公共建築物の災害予防対策

①防災活動の拠点として位置づけられる公共建築物

- ア 災害対策本部等が設置される施設(市庁舎、県庁舎、総合支庁舎等)
- イ 医療救護活動に従事する機関の施設(保健所、病院等)
- ウ 応急対策活動に従事する機関の施設(警察署、消防署、市・県等の出先庁舎等)
- エ 避難収容施設(学校、体育館、公民館、文化施設等)
- オ 社会福祉施設等(介護施設、障がい福祉施設等)

②防災対策の実施

①に掲げた建築物は、災害時の避難場所や応急活動・復旧活動における拠点施設として重要な機能を担う必要があることから、次の防災対策を推進する。

ア 建築物の安全性の確保

施設設置者は、各種法令により規定されている技術基準を遵守するとともに、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域、雪崩災害の危険箇所等に配慮しつつ、施設・整備の充実及び災害に対する安全性の確保に努める。

イ 防災設備等の整備

施設管理者は、次に示す防災措置を実施し、防災機能の強化に努める。

- (ア) 配管設備類の固定強化
- (イ) 非常用電源の基本能力の確保
- (ウ) 飲料水の基本水量の確保
- (エ) 消防防災用設備等の充実
- (オ) 情報・通信システム等の安全性能の向上等

ウ 維持管理

施設管理者は、建設当時の設計図面等を整理保管するとともに、法令点検等の台帳や防災関係図及び維持管理の手引き等を整備し、日常点検の励行に努める。特に建築基準法第12条第2項、4項に基づく建築物・建築設備等の定期点検を徹底する。

(2) 不特定多数の者が利用する建築物の災害予防対策

ホテル、商業ビル等、不特定多数の者が利用する建築物は、災害発生時に一定の機能を果たし、かつ、人命を守る基礎となることから、施設管理者は、(3)に掲げる一般建築物の災害予防対策に努める一方、消防機関及び電気・ガス等保安団体は、次に示す防災対策等を指導する。

- ①災害発生時における混乱防止のための、各種通信手段の活用等による迅速かつ正確な情報収集伝達体制の整備
- ②不特定多数の人を避難誘導するための体制の整備
- ③避難誘導に当たる施設従業員等の教育訓練及び商業ビルにおける各テナントによる避難等の連携の徹底
- ④災害発生時に利用者等の心理的不安を除去・軽減するための、効果的な広報の徹底
- ⑤当該施設の管理実態を把握するための、防災設備等の日常点検の励行
- ⑥商業ビルにおける個々のテナントに対する、災害発生時の通報連絡・避難誘導体制等の一層の徹底

(3) 一般建築物の災害予防対策

市及び県は、建築物等の安全性を確保するために、次の留意事項により指導等を行う。

- ①著しく劣化している建築物の安全性の確保
防災パトロール等の機会を利用した防災点検の必要性の啓発
- ②落下物等による災害の防止
建築物から外れやすい窓・戸及び看板類等の落下物並びに断線等による災害を防止するための安全性の確保の指導・啓発
- ③水害常習地の建築物における耐水化
床上浸水等の災害を回避するため、予想される浸水位以上の盛土・基礎高の確保、又は床下浸水を防止する防止板等の設置の指導
- ④地下街等の浸水防止対策
地下街等の浸水被害を防止するため、建築物等の開口部への防水扉、防水板等の整備の指導

第 1 5 節 輸送体制整備計画

方針

風水害等による災害発生時の応急対策活動を円滑に実施するために、市や県等は、迅速かつ効率的な輸送体制の整備を図る。

主な実施機関

新庄市都市整備課、環境課、最上総合支庁、国土交通省山形河川国道事務所、新庄国道維持出張所

計画の体系

項 目	概 要
1 緊急輸送道路ネットワークの設定	(1) 緊急輸送道路ネットワークの定義 (2) 緊急輸送道路ネットワークに指定する道路の基準 (3) 連携体制の強化
2 物資輸送拠点の環境整備等	(1) 物資拠点の環境整備 (2) 物資拠点の候補地の選定 (3) 民間事業者との協力体制の構築
3 臨時ヘリポート候補地の選定	
4 緊急輸送用車両等の確保・整備	
5 緊急輸送用車両確保のための事前対策	

1 緊急輸送道路ネットワークの設定

震災対策編第2編第16章「1 緊急輸送道路ネットワークの設定」に同じ

2 物資輸送拠点の環境整備等

震災対策編第2編第16章「2 物資輸送拠点の環境整備等」に同じ

3 臨時ヘリポート候補地の選定

震災対策編第2編第16章「3 臨時ヘリポート候補地の選定」に同じ

4 緊急輸送用車両等の確保・整備

震災対策編第2編第16章「4 緊急輸送用車両等の確保・整備」に同じ

5 緊急輸送用車両通行確保のための事前対策

震災対策編第2編第16章「5 緊急輸送用車両通行確保のための事前対策」に同じ

※「地震」を「災害」に読み替える。

第 1 6 節 各種施設災害予防対策計画

第 1 6 節の 1 交通関係施設災害予防計画

方針

風水害等による交通関係施設の被害を未然に防止し、又はその被害を最小限にとどめ、応急対策活動が円滑に実施できるようにするために必要な対策を推進する。

主な実施機関

新庄市農林課、都市整備課、環境課、最上総合支庁、国土交通省山形河川国道事務所、新庄国道維持出張所、東日本旅客鉄道株式会社

計画の体系

項 目	概 要
1 各施設に共通する災害予防対策	(1) 防災体制の整備 (2) 施設の点検・整備 (3) 復旧資機材等の確保
2 道路の災害予防対策	(1) 防災体制の整備 (2) 相互連絡体制の整備 (3) 資機材等の整備 (4) 道路トンネル事故の予防対策 (5) 道路付帯施設の災害予防
3 鉄道の災害予防対策	(1) 施設の災害予防 (2) 防災体制の整備 (3) 避難誘導体制の整備 (4) 防災訓練の実施

1 各施設に共通する災害予防対策

震災対策編第 2 編第 1 7 章第 1 節「1 各施設に共通する災害予防対策」に同じ。

※「地震発生時」を「災害発生時」に読み替える。

※震災対策編の「(3) 耐震性の強化」を除く。

2 道路の災害予防対策

震災対策編第 2 編第 1 7 章第 1 節「2 道路の災害予防対策」に同じ

※「耐震性」を「安全性」に、「地震」を「風水害等」に読み替える

※「地震計」を除く

3 鉄道の災害予防対策

震災対策編第2編第17章第1節「3 鉄道の災害予防対策」に同じ

※「(1) 施設の災害予防」に関しては、以下の対策も講じる。

③車両の避難

山形新幹線における車両及び重要施設の浸水被害軽減のため、車両避難計画に基づく、車両避難等の措置を講じる。

※「(2) 防災体制の整備」中、「及び地震に関する警報装置（緊急地震速報受信装置等）」を除く

◆資料◆

- 1 新庄市橋梁調書
- 2 新庄市トンネル箇所

第 16 節の 2 土砂災害防止施設災害予防計画

方針

風水害等による地すべり、がけ崩れ、土石流等の土砂災害を未然に防止し被害の軽減を図るため、必要な対策を推進する。

主な実施機関

新庄市農林課、都市整備課、環境課、最上総合支庁、林野庁東北森林管理局山形森林管理署最上支署新庄森林事務所

計画の体系

項 目	概 要
1 土砂災害警戒区域等の調査・周知	(1) 危険個所の調査・点検 (2) 危険個所の周知 (3) 危険区域の警戒、巡視
2 土砂災害予防対策の推進	(1) 努めるべき方向 (2) 警戒避難体制の整備 (3) 避難指示等 (4) 防災意識の向上
3 土砂災害対策事業の推進	(1) 地すべり予防事業 (2) 急傾斜地崩壊対策事業 (3) 土石流対策事業 (4) 山腹崩壊等に係る治山対策事業 (5) 工事実施機関相互調整
4 災害防止に配慮した土地利用の誘導	
5 被災宅地危険度判定体制の確立	

1 土砂災害警戒区域等の調査・周知

震災対策編第 17 章第 2 節「1 土砂災害警戒区域等の調査・周知」に同じ

2 土砂災害予防対策の推進

震災対策編第 17 章第 2 節「2 土砂災害予防対策の推進」に同じ

3 土砂災害対策事業の推進

震災対策編第17章第2節「3 土砂災害対策事業の推進」に同じ

4 災害防止に配慮した土地利用の誘導

震災対策編第17章第2節「4 災害防止に配慮した土地利用の誘導」に同じ

5 被災宅地危険度判定体制の確立

震災対策編第17章第2節「5 被災宅地危険度判定体制の確立」に同じ

※「地震」を「風水害等」に読み替える。

◆資料◆

1 新庄市災害危険区域

第 16 節の 3 農地・農業用施設災害予防計画

方針

風水害等による農地・農業用施設の被害を防止し、又はその被害を最小限にとどめ、応急復旧対策活動が円滑に実施できるようにするために、市や県等が実施する災害予防対策を推進する。

主な実施機関

新庄市農林課、最上総合支庁、林野庁東北森林管理局山形森林管理署最上支署新庄森林事務所、新庄市農業協同組合、もがみ中央農業協同組合、新庄土地改良区、泉田川土地改良区、最上広域森林組合

計画の体系

項 目	概 要
1 各施設に共通する災害予防対策	(1) 防災体制の整備 (2) 情報管理手法の確立 (3) 施設の点検 (4) 風水害等対策の強化 (5) 復旧資機材等の確保
2 農道施設の災害予防対策	
3 農業用ダム施設の災害予防対策	
4 用排水施設の災害予防対策	
5 ため池施設の災害予防対策	

1 各施設に共通する災害予防対策

農地・農業用施設の管理者は、次の事項に十分に留意し、各施設に共通する災害予防対策を実施する。

(1) 防災体制の整備 ～ (3) 施設の点検

震災対策編第 2 編第 17 章第 3 節「1 各施設に共通する災害予防対策」に同じ

※「地震」を「災害」に読み替える。

(4) 風水害等対策の強化

各施設については、所定の降水量等に対応した整備を図る。

(5) 復旧資機材等の確保

震災対策編第2編第17章第3節「1 各施設に共通する災害予防対策」に同じ
※「地震」を「災害」に読み替える。

2 農道施設の災害予防対策

震災対策編第2編第17章第3節「2 農道施設の災害予防対策」に同じ
※「地震」を「風水害等」に読み替える。

3 農業用ダム施設の災害予防対策

震災対策編第2編第17章第3節「3 農業用ダム施設の災害予防対策」に同じ
※「耐震性」を「耐性」に読み替える。

4 用排水施設の災害予防対策

震災対策編第2編第17章第3節「4 用排水施設の災害予防対策」に同じ
※「耐震性」を「耐性」に読み替える。

5 ため池施設の災害予防対策

震災対策編第2編第17章第3節「5 ため池施設の災害予防対策」に同じ
※「地震」を「風水害等」に読み替える。

第 16 節の 4 電力供給施設災害予防計画

方針

東北電力ネットワーク株式会社新庄電力センターは、風水害等による電力供給施設の被害を軽減し、又は速やかな復旧措置による電力供給ライン確保のため、災害予防対策を実施する。

主な実施機関

東北電力ネットワーク株式会社新庄電力センター

計画の体系

項 目	概 要
1 防災体制の整備	
2 防災関係機関との連携	
3 広報体制の確立	
4 電力設備の災害予防対策	
5 災害対策用資機材等の整備	

1 防災体制の整備

震災対策編第 2 編第 1 7 章第 4 節「1 防災体制の整備」に同じ

2 防災関係機関との連携

震災対策編第 2 編第 1 7 章第 4 節「2 防災関係機関との連携」に同じ

3 広報体制の確立

震災対策編第 2 編第 1 7 章第 4 節「3 広報体制の確立」に同じ

※震災対策編の「地震」を「風水害等」に読み替える

4 電力設備の災害予防対策

震災対策編第 2 編第 1 7 章第 4 節「4 電力設備の災害予防対策」に同じ

※震災対策編の「耐震対策」を「各種対策」に読み替える

5 災害対策用資機材等の整備

震災対策編第 2 編第 1 7 章第 4 節「5 災害対策用資機材等の整備」に同じ

16節の5 ガス供給施設災害予防計画

方針

ガス供給事業者は、風水害等による都市ガス供給施設の被害を最小限に止めるとともに、ガスによる二次災害を防止し、速やかな復旧措置を行うために、次の災害予防対策を実施する。

主な実施機関

新庄都市ガス株式会社

計画の体系

項 目	概 要
1 防災体制の整備	
2 広報活動	
3 ガス供給施設の災害予防対策	
4 災害対策用資機材の整備	

1 防災体制の整備

震災対策編第2編第17章第5節「1 防災体制の整備」に同じ

2 広報活動

震災対策編第2編第17章第5節「2 広報活動」に同じ

※「地震」を「災害」に読み替える。

3 ガス供給施設の災害予防対策

震災対策編第2編第17章第5節「3 ガス供給施設の災害予防対策」に同じ

※「耐震性」を「安全性」に読み替える

4 災害対策用資機材の整備

震災対策編第2編第17章第5節「4 災害対策用資機材の整備」に同じ

第 1 6 節の 6 電気通信施設災害予防計画

方針

電気通信事業者は、電気通信事業による通信を風水害等発生時においても可能な限り維持し、重要通信を疎通させるよう、災害予防対策を実施する。

主な実施機関

電気通信事業者

計画の体系

項 目	概 要
1 防災体制の整備	
2 広報活動	
3 電気通信施設の災害予防措置	
4 災害復旧用資機材等の確保と輸送	

1 防災体制の整備

震災対策編第 2 編第 1 7 章第 6 節「1 防災体制の整備」に同じ

※「地震」を「災害」に読み替える。

2 広報活動

震災対策編第 2 編第 1 7 章第 6 節「2 広報活動」に同じ

※「震災」を「災害」に読み替える。

3 電気通信施設の災害予防措置

震災対策編第 2 編第 1 7 章第 6 節「3 電気通信施設の災害予防措置」に同じ

※「地震」を「災害」に読み替える。

4 災害復旧用資機材等の確保と輸送

震災対策編第 2 編第 1 7 章第 6 節「4 災害復旧用資機材等の確保と輸送」に同じ

※「地震」を「災害」に読み替える。

第 16 節の 7 上水道施設災害予防計画

方針

大規模な風水害等が発生することを想定し、水道の減断水を最小限にとどめるため、災害予防対策を推進する。

主な実施機関

新庄市上下水道課

計画の体系

項 目	概 要
1 防災体制の整備	
2 防災広報活動の推進	
3 上水道施設の災害予防措置	
4 災害対策用資機材等の整備	
5 生活用水水源の把握	

1 防災体制の整備

震災対策編第 2 編第 1 7 章第 7 節「1 防災体制の整備」に同じ

2 防災広報活動の推進

震災対策編第 2 編第 1 7 章第 7 節「2 防災広報活動の推進」に同じ

※「地震」を「災害」に読み替える。

3 上水道施設の災害予防措置

震災対策編第 2 編第 1 7 章第 7 節「3 上下水道施設の災害予防措置」に同じ

4 災害対策用資機材等の整備

震災対策編第 2 編第 1 7 章第 7 節「4 災害対策用資機材等の整備」に同じ

5 生活用水水源の把握

震災対策編第 2 編第 1 7 章第 7 節「5 生活用水水源の把握」に同じ

第 16 節の 8 下水道施設等災害予防計画

方針

風水害等による下水道施設の被害を最小限にとどめ、汚水排除及び汚水処理を速やかに復旧できるようにするため、災害予防対策を推進する。

主な実施機関

新庄市上下水道課

計画の体系

項 目	概 要
1 防災体制の整備	
2 広報活動	
3 下水道施設の災害予防対策	
4 災害対策用資機材等の確保	

1 防災体制の整備

震災対策編第 2 編第 17 章第 8 節「1 防災体制の整備」に同じ

2 広報活動

震災対策編第 2 編第 17 章第 8 節「2 広報活動」に同じ

3 下水道施設の災害予防対策

市は、次により下水道施設及び農業集落排水施設の災害予防対策の実施に努める。

- ①浸水対策
- ②安全確保対策
- ③長時間停電対策

4 災害復旧用資機材等の確保

震災対策編第 2 編第 17 章第 8 節「4 災害復旧用資機材等の確保」に同じ

第 16 節の 9 危険物等保安計画

方針

関係機関は連携して、石油給油タンク、液化石油ガス貯蔵・取扱施設、高圧ガス供給施設、火薬類等の危険物取扱施設による災害の発生及び拡大を防止するため、法令の定めるところによる保安体制の強化を促進し、適正な保安教育及び訓練の徹底、自衛消防組織の育成、防災思想の啓発普及を図る。

主な実施機関

最上広域市町村圏事務組合消防本部、新庄警察署、危険物取扱事業所

計画の体系

項 目	概 要
1 施設構造基準等の維持	
2 保安教育の実施	
3 防災訓練の実施	
4 連絡体制の確立	

1 施設構造基準等の維持

震災対策編第 2 編第 17 章第 9 節「1 施設構造基準等の維持」に同じ

※「維持し耐震性を確保」を「維持」に読み替える

2 保安教育の実施

震災対策編第 2 編第 17 章第 9 節「2 保安教育の実施」に同じ

3 防災訓練の実施

震災対策編第 2 編第 17 章第 9 節「3 防災訓練の実施」に同じ

4 連絡体制の確立

震災対策編第 2 編第 17 章第 9 節「4 連絡体制の確立」に同じ

◆資 料◆

- 1 危険物貯蔵施設取扱業者
- 2 液化石油ガス第一種製造事業所
- 3 一般高圧ガス第一種製造事業所
- 4 第二種製造事業所（30m³/日以上）
- 5 第二種製造事業所（30m³/日未満）
- 6 第一種貯蔵所
- 7 第二種貯蔵所
- 8 特定高圧ガス消費業者

第 17 節 食料、飲料水及び生活必需品等の確保計画

方針

風水害等による災害が発生した場合に、被災者の生活を確保するため、必要な食料、飲料水及び生活必需品等物資（以下「食料等」という。）の備蓄を図るとともに、迅速かつ確実な調達が可能な体制を確保する。

主な実施機関

新庄市農林課、上下水道課、環境課

計画の体系

項 目	概 要
1 基本的な考え方	
2 食料等の確保品目	(1) 食料 (2) 飲水 (3) 生活必需品 (4) 燃料

1 基本的な考え方

震災対策編第2編第18章「1 基本的な考え方」に同じ

※「地震被害調査」を「風水害被害調査」に読み替える。

2 食料等の確保品目

震災対策編第2編第18章「2 食料等の確保品目」に同じ

第 18 節 文教施設及び児童福祉施設における災害予防計画

方針

風水害等発生時において、学校・児童福祉施設の児童・生徒及び教職員並びに入館者・施設利用者及び施設職員等の安全を確保するとともに、施設及び収蔵物等を適切に保全するために、必要な対策を推進する。

主な実施機関

新庄市子育て推進課、新庄市教育委員会

計画の体系

項 目	概 要
1 学校の災害予防対策	(1) 学校安全計画の策定 (2) 危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の作成 (3) 学校安全委員会の設置 (4) 学校防災組織の編成等 (5) 防災教育 (6) 防災訓練
2 学校以外の文教施設及び文化財の災害予防対策	(1) 防災計画の策定等 (2) 自衛防災組織の編成 (3) 避難体制の確立 (4) 防災設備等の整備
3 児童福祉施設の災害予防対策	(1) 防災計画の策定等 (2) 非常時の連絡体制等 (3) 防災教育 (4) 避難訓練

1 学校の災害予防対策

震災対策編第2編第19章「1 学校の災害予防対策」に同じ

※震災対策編の「地震」を「風水害等」に読み替える

※震災対策編の「(7) 施設の耐震性の強化」を除く

2 学校以外の文教施設及び文化財の災害予防対策

震災対策編第2編第19章「2 学校以外の文教施設及び文化財の災害予防対策」に同じ

※震災対策編の「地震」を「風水害等」に読み替える

※震災対策編の「(5) 施設の耐震性の強化」を除く

3 児童福祉施設の災害予防対策

震災対策編第2編第19章「3 児童福祉施設の災害予防対策」に同じ

※震災対策編の「地震」を「風水害等」に読み替える

◆資料◆

- 1 新庄市文化財保護条例
- 2 新庄市文化財状況

第 19 節 要配慮者の安全確保計画

方針

風水害等発生時に、自力避難等が困難な状況に置かれる高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、児童、妊産婦及び外国人等のいわゆる要配慮者を適切に避難誘導するため、地域社会等が相互に連携した支援体制の整備など、要配慮者の安全確保対策について定める。

主な実施機関

新庄市成人福祉課、子育て推進課、健康課、環境課、新庄市社会福祉協議会、新庄市消防団、最上広域市町村圏事務組合消防本部、最上総合支庁、新庄警察署、自主防災組織

計画の体系

項 目	概 要
1 在宅の要配慮者対策	(1) 避難行動要支援者支援体制の確立 (2) 情報伝達、避難誘導体制の整備 (3) 要配慮者に適した避難所等の確保 (4) 防災教育、防災訓練の実施 (5) 公共施設等の安全強化 (6) 防災資機材等の整備 (7) 市の体制整備
2 社会福祉施設等における要配慮者対策	(1) 社会福祉施設等の所有者又は管理者の災害予防対策 (2) 市の社会福祉施設等における災害予防対策 (3) 洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域の情報提供等
3 外国人の安全確保対策	(1) 防災教育、防災訓練の実施 (2) 案内標示板等の整備

1 在宅の要配慮者対策

震災対策編第2編第20章「1 在宅の要配慮者対策」に同じ

2 社会福祉施設等における要配慮者対策

(1) 社会福祉施設等の所有者又は管理者の災害予防対策

社会福祉施設等の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次により施設における災害予防対策を推進するとともに、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

市は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して確実に要配慮者利用施設の避難確保計画を作成するよう指導する。なお、避難確保計画等について、市は、定期的に確認するとともに、必要に応じて支援や働きかけを行う。

①防災体制の整備

ア 自衛防災組織の設置

防火管理者の下に、施設の職員により構成する自衛防災組織を設置し、必要に応じて、情報班、消火班、救出・救護班、安全指導班及び応急物資班等を置き、防災業務を担当させる。

イ 職員動員体制の整備

災害発生時に職員を迅速に参集させるため、職員の緊急連絡体制及び初動体制を整備する。

また、夜間における災害の発生も考慮し、入（通）所者の状況及び建物の構造等を総合的に勘案して、夜間における職員の配置体制を整備する。

ウ 情報連絡、応援体制の確立

最上広域消防本部等との非常通報装置（ホットライン）の設置に努めるほか、必要に応じて、消防、警察及び近隣施設等との連絡会議を設置し、災害発生時の救助・協力体制の整備に努める。

また、地域住民、民間ボランティア団体及び近隣施設等から、災害発生時における施設入所者の避難等について応援が得られるよう、普段から協力関係の構築に努める。

②社会福祉施設相互の応援協力体制の確立

市及び県は、災害発生時における緊急入所並びに社会福祉施設等の被災に伴う転所等に備えるため、施設相互間のネットワークの形成に努める。

社会福祉施設等の管理者は、近隣施設との相互応援協力体制を整え、日頃から受入可能な余裕スペースの確認に努める。

③防災教育、防災訓練の実施

職員及び入（通）所者に対し、日頃から防災意識の啓発に努めるとともに、地域の自主防災組織、最上広域消防本部等の協力、参加を得て、自力避難困難者の避難誘導や救出・救護訓練等を重点とした防災訓練を実施するよう努める。

また、被災状況等により、施設に長くとどまれないなどのため、入（通）所者の避難誘導の対応に加え、必要に応じ予め保護者等との間で災害の規模や状況によって引渡しの基準や条件を詳細に決めておく。

④施設、設備等の安全性強化

建築基準法による新耐震基準施行（昭和 56 年）以前の施設について耐震診断を実施し、必要に応じて計画的な改修に努めるとともに、日頃から備品等の落下・転倒防止装置、危険物の安全点検等を行い、施設設備等の安全性の強化・維持に努める。

⑤食料品等の備蓄

災害時に備えて、2～3 日分の食料品・飲料水、慢性疾患用医療品、高齢者・障がい者用仮設トイレ、避難用テント、福祉用具及び避難生活用具等を備蓄するとともに、必要に応じて井戸、耐震性貯水槽及び備蓄用倉庫等の整備に努める。

（2）市の社会福祉施設における災害予防対策

①社会福祉施設相互間の応援協力体制の確立

災害発生時における緊急入所並びに社会福祉施設等の被災に伴う転所等に備えるため、施設相互間のネットワークの形成に努める。

②防災教育、防災訓練への支援

社会福祉施設等の管理者が実施する防災教育、防災訓練の支援に努める。

③要配慮者の受入体制の整備

社会福祉施設等が要配慮者を緊急に受け入れた場合に支援する体制の整備を図る。

（3）洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域の情報提供等

市は、洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設であって、洪水時等にその利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設について、市地域防災計画にその名称及び所在地を定め、警戒避難体制の確立など防災体制の整備に努める。

市は、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成について支援し、市長は、必要な指示を行うことができる。なお、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、市長はその旨を公表することができる。

3 外国人の安全確保対策

震災対策編第 2 編第 20 章「3 外国人の安全確保対策」に同じ

第3章 災害応急計画

第1節 活動体制計画

市は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合、第一次的な防災機関として、関係法令、市地域防災計画及び県地域防災計画の定めるところにより、県、他の市町村、指定地方行政機関、市内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する機能を發揮して災害応急対策の実施に努める。

第1節の1 災害対策本部

1 災害対策本部の設置

震災対策編第3編第1章第1節「1 災害対策本部の設置」に同じ

2 本部の構成

震災対策編第3編第1章第1節「2 本部の構成」に同じ

3 本部の運営

震災対策編第3編第1章第1節「3 本部の運営」に同じ

4 現地災害対策本部

震災対策編第3編第1章第1節「4 現地災害対策本部」に同じ

5 防災関係機関の活動体制

震災対策編第3編第1章第1節「5 防災関係機関の活動体制」に同じ

6 業務継続性の確保

震災対策編第3編第1章第1節「6 業務継続性の確保」に同じ

7 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

震災対策編第3編第1章第1節「7 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え」に同じ

8 複合災害への対応

震災対策編第3編第1章第1節「8 複合災害への対応」に同じ

◆資 料◆

- 1 新庄市災害対策本部条例
- 2 新庄市災害対策本部運営規程
- 3 職員配置基準 動員計画

第 1 節の 2 職員の動員配備体制

1 職員の配備基準

震災対策編第 3 編第 1 章第 2 節「1 職員の配備基準」に同じ

2 指定職員の報告

震災対策編第 3 編第 1 章第 2 節「2 指定職員の報告」に同じ

3 配備の伝達

震災対策編第 3 編第 1 章第 2 節「3 配備の伝達」に同じ

4 参集場所

震災対策編第 3 編第 1 章第 2 節「4 参集場所」に同じ

5 参集の免除

震災対策編第 3 編第 1 章第 2 節「5 参集の免除」に同じ

6 職員の自主参集基準

震災対策編第 3 編第 1 章第 2 節「6 職員の自主参集基準」に同じ

◆資 料◆

1 新庄市災害対策本部運営規程

第 1 節の 3 広域応援・受援計画

方針

市は、被災していない他の都道府県、市町村及び民間団体等からの協力を得て、的確かつ円滑に災害応急対策を行う。

主な実施機関

新庄市総務課、環境課

計画の体系

項 目	概 要
1 広域応援・受援体制	(1) 県に対する要請 (2) 市町村に対する要請 (3) 指定地方行政機関等に対する要請 (4) 民間団体に対する要請 (5) 自衛隊への要請
2 応援協力	

1 広域応援・受援体制

震災対策編第 3 編第 1 章第 3 節「1 広域応援・受援体制」に同じ

2 応援協力

震災対策編第 3 編第 1 章第 3 節「2 応援協力」に同じ

◆資 料◆

- 1 山形県広域消防相互応援協定書
- 2 山形県広域消防相互応援協定運用について
- 3 山形県消防広域応援隊に関する覚書
- 4 大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定
- 5 災害時における新庄市、高萩市及び角館町相互応援協定
- 6 災害時における友好自治体相互応援協定書
- 7 新庄市・酒田市・湯沢市及び由利本荘市における災害援助協定
- 8 災害時における新庄市と山形県生活協同組合連合会との応急生活物資供給等の協力に関する協定

- 9 災害時における新庄市と社団法人全日本冠婚葬祭互助協会との協定
- 10 災害救助に関する新庄市長と新庄市最上郡医師会との協定
- 11 水道施設の災害に伴う応援協定

第 1 節の 4 自衛隊災害派遣要請計画

方針

大規模な風水害等による災害が発生し、市だけの対応では十分な応急対策を行うことが困難である時は、知事に対して又は自衛隊に対して災害派遣活動を要請する。

主な実施機関

新庄市環境課、山形県、陸上自衛隊第 6 師団

計画の体系

項 目	概 要
1 自衛隊の災害派遣基準等	
2 自衛隊災害派遣による救助活動の区分	(1) 救援活動 (2) 陸・海・空各自衛隊の装備区分等による活動内容
3 自衛隊災害派遣要請の手続き	(1) 市長の知事に対する派遣要請依頼 (2) 市長の自衛隊に対する緊急通知
4 自衛隊災害派遣部隊の受入体制の整備	(1) 他の防災関係機関との競合重複の排除 (2) 作業計画及び資機材の準備 (3) 受入施設等の確保
5 救援活動経費の負担	
6 派遣要請先及び連絡窓口	

1 自衛隊の災害派遣基準等

震災対策編第 3 編第 1 章第 4 節「1 自衛隊の災害派遣基準等」に同じ

2 自衛隊災害派遣による救援活動の区分

震災対策編第 3 編第 1 章第 4 節「2 自衛隊災害派遣による救援活動の区分」に同じ

3 自衛隊災害派遣要請の手続き

震災対策編第 3 編第 1 章第 4 節「3 自衛隊災害派遣要請の手続き」に同じ

4 自衛隊災害派遣部隊の受入体制の整備

震災対策編第3編第1章第4節「4 自衛隊災害派遣部隊の受入体制の整備」に同じ

5 救援活動経費の負担

震災対策編第3編第1章第4節「5 救援活動経費の負担」に同じ

6 派遣要請先及び連絡窓口

震災対策編第3編第1章第4節「6 派遣要請先及び連絡窓口」に同じ

◆資 料◆

1 自衛隊災害派遣要請事務系統系統図

第2節 情報収集伝達計画

第2節の1 通信計画

方針

風水害等による災害発生時に、応急対策の基本となる情報収集伝達活動が、迅速かつ的確にできるように、被災時における有効な通信手段の確保及び効果的な運用に努める。

主な実施機関

新庄市総合政策課、環境課、最上広域市町村圏事務組合消防本部、最上総合支庁、新庄警察署、国土交通省新庄河川事務所、国土交通省山形河川国道事務所新庄国道維持出張所、山形地方气象台、電気通信事業者、東日本旅客鉄道(株)、東北電力ネットワーク株式会社新庄電力センター

計画の体系

項 目	概 要
1 通信計画	(1) 市防災通信施設の機能確認 (2) 電気通信事業者の設備の利用 (3) 他機関の通信施設の利用 (4) 非常通信の利用 (5) 使者派遣による連絡 (6) 通信機器の応急調達 (7) アマチュア無線の活用
2 報告・通報システムの確保	

1 通信計画

震災対策編第3編第2章第1節「1 通信計画」に同じ

2 報告・通報システムの確保

震災対策編第3編第2章第1節「2 報告・通報システムの確保」に同じ

第2節の2 災害情報伝達計画

方針

風水害等による災害による被害を最小限にとどめ、また、的確な避難指示等が行えるよう、防災関係機関との有機的連携のもとに災害に関する情報を的確に伝達し、その周知徹底を図る。また、伝達に際しては、要配慮者にも配慮したわかりやすい伝達を心がける。

主な実施機関

新庄市総合政策課、環境課、最上広域市町村圏事務組合消防本部、最上総合支庁、新庄警察署、国土交通省新庄河川事務所、国土交通省山形河川国道事務所新庄国道維持出張所、山形地方気象台、電気通信事業者、東日本旅客鉄道(株)、東北電力ネットワーク株式会社新庄電力センター

計画の体系

項 目	概 要
1 気象注意報・警報等の伝達	(1) 一般の利用及び水防活動の利用に適合する注意報・警報等の伝達 (2) 水防活動用注意報・警報等の伝達 (3) 警戒レベルを用いた防災情報の提供
2 火災気象通報及び火災警報	(1) 火災気象通報の伝達 (2) 火災警報の伝達
3 配備基準に満たない場合の措置	(1) 情報収集の実施 (2) 応急対策の実施
4 異常現象の通報	(1) 対象となる異常現象・気象 (2) 通報の方法

1 気象注意報・警報等の伝達

震災対策編第3編第2章第2節「1 気象注意報・警報等の伝達」に加えて、以下の対策も講じる。

(3) 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「住民等がとるべき行動」を5段階に分け、「住民等がとるべき行動」と、その「行動を促す情報」(避難情報等：市町村が発令する避難情報と気象庁が発表する注意報等)とを関連付けるものである。

「住民等がとるべき行動」、と避難情報等をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難行動をとるものとする。

2 火災気象通報及び火災警報

震災対策編第3編第2章第2節「2 火災気象通報及び火災警報」に同じ

3 配備基準に満たない場合の措置

震災対策編第3編第2章第2節「3 配備基準に満たない場合の措置」に同じ

※「地震」を「風水害等」に読み替える。

4 異常現象の通報

震災対策編第3編第2章第2節「4 異常現象の通報」に同じ

※（2）通報の方法 ②を除く

第2節の3 災害情報収集計画

方針

風水害等による災害が発生した場合、被害情報の収集は、応急対策及び復旧の基礎となるため、迅速かつ的確に行う。

また、同時多発型の災害時には、市だけで十分な災害応急対策を実施することは不可能となることが予測され、災害救助法の適用の要否、災害対策要員の派遣、救援物資・資機材の調達等、さまざまな応急対策の実施を県、国、その他関係機関に要請していく必要があることから、市は、人的被害（死者、行方不明者、負傷者）、住家、市管理の庁舎、公の施設、福祉施設・児童福祉施設、土木施設、上水道、公共下水道及び農業集落排水に係る被害を把握した場合には、県災害対策本部へ直接情報提供を行う。なお、通信途断等により県（防災危機管理課）との連絡がとれない場合は、直接総務省消防庁に報告する。

主な実施機関

新庄市総合政策課、環境課、最上広域市町村圏事務組合消防本部、最上総合支庁、新庄警察署、国土交通省新庄河川事務所、国土交通省山形河川国道事務所新庄国道維持出張所、山形地方気象台、電気通信事業者、東日本旅客鉄道㈱、東北電力ネットワーク株式会社新庄電力センター

計画の体系

項 目	概 要
1 災害情報収集体制の確立	
2 災害発生直後の情報収集・伝達	
3 災害応急対策活動実施時の情報収集	
4 被害調査要領	
5 被害状況等の報告	(1) 報告すべき事項 (2) 報告の種類及び期日 (3) 報告の方法 (4) 報告の要領

1 災害情報収集体制の確立

震災対策編第3編第2章第3節「1 災害情報収集体制の確立」に同じ

2 災害発生直後の情報収集・伝達

震災対策編第3編第2章第3節「2 災害発生直後の情報収集・伝達」に同じ

3 災害応急対策活動実施時の情報収集

震災対策編第3編第2章第3節「3 災害応急対策活動実施時の情報収集」に同じ

4 被害調査要領

震災対策編第3編第2章第3節「4 被害調査要領」に同じ

5 被害状況等の報告

震災対策編第3編第2章第3節「5 被害状況等の報告」に同じ

◆資 料◆

- 1 最上川中流・鮭川洪水予報の種類及び発表基準
- 2 火災警報発令基準
- 3 気象予警報等の種類及び発表基準
- 4 山形県災害報告取扱要領

第2節の4 広報計画

方針

風水害等による災害が発生した場合に、迅速かつ的確に避難行動及び救援活動を実施し、流言飛語等による社会的混乱を防止するため、市は、県及び報道機関等と協力して広報活動を行う。また、被災者等の意見要望を積極的に取り入れ、災害応急活動や復旧活動に反映させるため、広聴活動を展開する。

主な実施機関

新庄市総務課、総合政策課、環境課、新庄市消防団、最上総合支庁

計画の体系

項 目	概 要
1 基本方針	(1) 広報活動の目的 (2) 広報活動の対象者 (3) 広聴活動の展開
2 各機関の役割	(1) 市 (2) 県 (3) ライフライン関係機関 (4) 公共交通機関 (5) 警察 (6) その他の行政機関
3 放送機関に対する放送要請	
4 被災者等への情報伝達活動	(1) 被災者への情報伝達 (2) 市民への的確な情報伝達
5 災害発生後の各段階における広報	(1) 災害発生直後の広報事項（概ね3～4時間以内） (2) 災害応急対策初動期の広報事項（概ね2日以内） (3) 災害応急対策本格稼働期の広報事項（概ね3日目以降） (4) 復旧対策期の広報事項
6 安否情報の提供	

7 広報活動にあたっての留意点	
-----------------	--

1 基本方針

震災対策編第3編第2章第4節「1 基本方針」に同じ

2 各機関の役割

震災対策編第3編第2章第4節「2 各機関の役割」に同じ

※「地震・津波情報」を「災害発生情報」に読み替える

3 放送機関に対する放送要請

震災対策編第3編第2章第4節「3 放送機関に対する放送要請」に同じ

4 被災者等への情報伝達活動

震災対策編第3編第2章第4節「4 被災者等への情報伝達活動」に同じ

※「地震の被害、余震の状況」を「風水害等の被害、状況」に読み替える。

5 災害発生後の各段階における広報

震災対策編第3編第2章第4節「5 地震発生後の各段階における広報」に同じ

※「地震発生後」を除く。

6 安否情報の提供

震災対策編第3編第2章第4節「6 安否情報の提供」に同じ

7 広報活動にあたっての留意点

震災対策編第3編第2章第4節「7 広報活動にあたっての留意点」に同じ

第3節 避難計画

方針

風水害等に伴う二次被害から地域住民の生命・身体等を保護するための、市民等の自主的な避難並びに市及び防災関係機関相互の連携を強化し、迅速かつ円滑な避難活動に努める。

主な実施機関

新庄市成人福祉課、子育て推進課、環境課、新庄市教育委員会、新庄市消防団、最上広域市町村圏事務組合消防本部、最上総合支庁、新庄警察署、自主防災組織

計画の体系

項 目	概 要
1 住民等の自主的な避難	(1) 自主的避難の開始 (2) 市の支援措置
2 避難指示等に基づく避難	(1) 危険の覚知及び情報収集 (2) 避難実施の決定と必要な措置 (3) 避難の広報 (4) 避難誘導 (5) 避難者の確認 (6) 避難路の安全確保
3 警戒区域	(1) 警戒区域設定の権限 (2) 設定と周知 (3) 避難所への受入
4 帰宅困難者等に対する避難情報等の提供	(1) 帰宅困難者に対する避難情報等の提供 (2) 外国人、旅行者等の土地不案内者に対する避難情報等の提供

1 住民等の自主的な避難

市民は、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、災害発生のおそれの高まりに応じて、自らの判断で避難行動をとることを原則とする。

市は、住民等の主体的な避難行動を支援するため、平時から防災教育の推進及び防災知識の普及を図るとともに、災害が発生又は発生するおそれがある場合は、主体的な避難行動を促す情報提供を行うものとする。

国及び県は、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、５段階の警戒レベル相当情報として区分し、市民の自発的な避難判断等を促すものとする。

(１) 自主的避難の開始

住民等は、危険が切迫し又は現実には被災したことにより自主的に避難する場合は、近隣住民にも状況を伝達するとともに、市へ避難先、避難人数等を連絡するように努める。

また、危険の切迫により避難する際は、できるだけ近隣住民がまとまって行動し、高齢者等の要配慮者の安全確保と避難の補助等を心掛ける。

(２) 市の支援措置

市は、住民等から自主的避難を開始した旨の連絡を受けた場合は、直ちに職員等を被災地あるいは危険が切迫している地域に派遣し、避難行動の支援及び指定避難所の開放等の措置を行う。

２ 避難指示等に基づく避難

震災対策編第３編第３章「２ 避難指示等に基づく避難」に同じ

※震災対策編の「余震による」を「風水害等による」に読み替える。

※「(２) 避難実施の決定と必要な措置 ①避難指示等の実施者」を除く

３ 警戒区域

震災対策編第３編第３章「３ 警戒区域」に同じ

４ 帰宅困難者等に対する避難情報等の提供

震災対策編第３編第３章「４ 帰宅困難者等に対する避難情報等の提供」

◆資料◆

１ 避難地等一覧

第4節 避難所運営計画

方針

風水害等が発生した場合に、速やかに避難所開設し、的確かつ円滑な運営に努める。

主な実施機関

新庄市市民課、成人福祉課、子育て推進課、健康課、環境課、新庄市教育委員会、新庄市社会福祉協議会、最上広域市町村圏事務組合消防本部、新庄警察署、東日本電信電話(株)山形支店

計画の体系

項 目	概 要
1 避難所への受入と必要な措置	(1) 避難所の開設 (2) 開設初期に必要な措置 (3) 開設に関する周知及び報告
2 避難所の運営管理	(1) 運営管理体制の確立 (2) 情報伝達 (3) 物資・サービス等の提供
3 避難後の状況の変化に応じた措置	(1) 避難者が増え続ける場合 (2) 更に危険が迫った場合 (3) 危険が去った場合 (4) 避難が長期化する場合
4 避難所運営に係る留意事項	(1) 市の取るべき措置 (2) 避難者の心得

1 避難所への受入と必要な措置

震災対応編第3編第4章「1 避難所への受入と必要な措置」に同じ

2 避難所の運営管理

震災対応編第3編第4章「2 避難所の運営管理」に同じ

3 避難後の状況の変化に応じた措置

震災対応編第3編第4章「3 避難後の状況の変化に応じた措置」に同じ

4 避難所運営に係る留意事項

震災対応編第3編第4章「4 避難所運営にかかる留意事項」に同じ

第5節 災害時の防犯計画

方針

風水害等による災害発生時において、公共の安全と社会秩序を維持するため、県及び警察等との緊密な連携のもとに、犯罪の予防及び秩序の維持に努める。

主な実施機関

新庄市総務課、商工観光課、環境課、最上総合支庁、新庄警察署

計画の体系

項 目	概 要
1 関係機関等との連携	
2 流言飛語の防止	
3 防犯対策の推進	(1) 売り惜しみ等の防止 (2) 地域防犯活動の推進

1 関係機関等との連携

震災対応編第3編第5章「1 関係機関等との連携」に同じ

2 流言飛語の防止

震災対応編第3編第5章「2 流言飛語の防止」に同じ

3 防犯対策の推進

震災対応編第3編第5章「3 防犯対策の推進」に同じ

第6節 救助・救急計画

方針

風水害等による災害による被災者に対し、市、県及び医療機関、地域住民、自主防災組織等は、迅速かつ適切に救助・救急活動を行う。

主な実施機関

新庄市健康課、環境課、新庄市消防団、最上広域市町村圏事務組合消防本部、最上総合支庁、新庄警察署、新庄市最上郡医師会、自主防災組織

計画の体系

項目	概要
1 要救助者の通報・搜索	(1) 要救助者の通報 (2) 要救助者の搜索
2 救助体制の確立	(1) 救助隊の編成等 (2) 医療機関の状況の確認 (3) 応援要請
3 救助活動の実施	(1) 緊急通行路の確保 (2) 救助隊の誘導 (3) 救助活動の実施 (4) 惨事ストレス対策の実施 (5) 職員の健康管理
4 負傷者等の搬送	(1) 搬送先 (2) 搬送における留意点

1 要救助者の通報・搜索

震災対応編第3編第6章「1 要救助者の通報・搜索」に同じ

2 救助体制の確立

震災対応編第3編第6章「2 救助体制の確立」に同じ

3 救助活動の実施

震災対応編第3編第6章「3 救助活動の実施」に同じ

4 負傷者等の搬送

震災対応編第3編第6章「4 負傷者等の搬送」に同じ

◆資 料◆

- 1 災害対策用臨時ヘリポート設定基準
- 2 災害対策用臨時ヘリポート指定場所

第7節 消火活動計画

方針

風水害等発生時の火災による被害を防止し又は被害の軽減を図るため、市民、自主防災組織並びに最上広域消防本部及び消防団の全機能をあげて消防活動に取り組む。

主な実施機関

新庄市環境課、新庄市消防団、最上広域市町村圏事務組合消防本部、新庄警察署、自主防災組織

計画の体系

項 目	概 要
1 初期消火	(1) 住民等による初期消火 (2) 自主防災組織による初期消火
2 火災防ぎょ活動	(1) 消防団による火災防ぎょ活動 (2) 最上広域消防本部による火災防ぎょ活動
3 広域応援要請	(1) 県内市町村等への応援要請 (2) 県への応援要請

1 初期消火

(1) 住民等による初期消火

家庭、職場等においては、火災が発生した場合は、速やかに通報（電話、駆け込み）するとともに、自身の安全を確保しながら、近隣住民等に協力を求めて消火に努める。

①消防機関等へ速やかに通報（電話、駆け込み）するとともに、自身の安全を確保しながら、近隣住民等に協力を求めて消火に努める。

②ブレーカーを切る、ガスの元栓を閉める等により、二次災害の防止に努める。

(2) 自主防災組織による初期消火

地域の自主防災組織及び職場等の自衛消防組織は、消防機関が到着するまでの間、自身の安全を確保しながら、耐震性貯水槽等の消防水利、可搬式小型動力ポンプその他の防災資機材を活用して初期消火にあたり、火災の延焼を防止するとともに、近隣住民の避難誘導及び救助活動に努める。

2 火災防ぎょ活動

震災対策編第3編第7章「2 火災防ぎょ活動」に同じ

3 広域応援要請

震災対策編第3編第7章「3 広域応援要請」に同じ

◆資料◆

- 1 山形県広域消防相互応援協定書
- 2 山形県広域消防相互応援協定運用について
- 3 山形県消防広域応援隊に関する覚書
- 4 大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定

第8節 医療救護計画

方針

大規模な風水害等による災害が発生した場合の困難な条件の下で、一人でも多くの人を救命することを最優先の目的とし、迅速かつ的確な応急医療救護活動を実施する。

主な実施機関

新庄市健康課、最上広域市町村圏事務組合消防本部、最上総合支庁、新庄市最上郡医師会

計画の体系

項 目	概 要
1 医療救護所の設置	
2 医療救護活動	(1) 各医療関係施設等における活動 (2) 医薬品・医療資機材等の確保 (3) 負傷者等の搬送 (4) 医療救護班の要請 (5) 医療ボランティアの要請

1 医療救護所の設置

震災対策編第3編第8章「1 医療救護所の設置」に同じ

2 医療救護活動

震災対策編第3編第8章「2 医療救護活動」に同じ

◆資 料◆

- 1 災害救助法により県が行う医療、助産、死体の処理を日本赤十字社山形県支部に委託する契約書
- 2 最上地区医療機関

第9節 遺体対策計画

方針

大規模な風水害等に伴う建造物の倒壊、火災等により発生する遺体等（被災して行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定される者を含む。）の搜索、処理及び埋葬を、関係機関と緊密な連携を図り迅速に実施する。

主な実施機関

新庄市総務課、市民課、成人福祉課、環境課、新庄市消防団、最上広域市町村圏事務組合消防本部、最上総合支庁、新庄警察署、新庄市最上郡医師会

計画の体系

項 目	概 要
1 遺体等の搜索	(1) 搜索活動 (2) 行方不明者届出の受理について
2 遺体の処置等	(1) 遺体の安置 (2) 遺体の検視（検案）・処置等 (3) 身元不明遺体の処理
3 遺体の埋葬	
4 広域応援要請	

1 遺体等の搜索

震災対策編第3編第9章「1 遺体等の搜索」に同じ

2 遺体の処置等

震災対策編第3編第9章「2 遺体の処置等」に同じ

3 遺体の埋葬

震災対策編第3編第9章「3 遺体の埋葬」に同じ

4 広域応援要請

震災対策編第3編第9章「4 広域応援要請」に同じ

◆資 料◆

- 1 火葬場処理施設
- 2 災害時における新庄市と社団法人全日本冠婚葬祭互助協会との協定書

第 10 節 交通輸送計画

第 10 節の 1 輸送計画

方針

風水害等による救助・救急、医療救護及び消火活動等の応急活動並びに被災者に対する水、食料及び生活物資の供給等を迅速かつ確実に出来るよう、使用可能な交通資源が限られた状態で、迅速かつ効率的な輸送を確保するために、防災関係機関について緊急輸送手段の確保等を図る。

主な実施機関

新庄市都市整備課、環境課、最上総合支庁

計画の体系

項 目	概 要
1 輸送の緊急度の優先順位	(1) 総括的に優先されるもの (2) 災害発生後の各段階において優先されるもの
2 緊急輸送手段の確保	(1) 車両の確保 (2) 緊急空輸の実施と臨時ヘリポートの確保

1 輸送の緊急度の優先順位

震災対策編第3編第10章第1節「1 輸送の緊急度の優先順位」に同じ

2 緊急輸送手段の確保

震災対策編第3編第10章第1節「2 緊急輸送手段の確保」に同じ

◆資 料◆

- 1 災害対策用臨時ヘリポート設定基準
- 2 災害対策用臨時ヘリポート指定場所
- 3 新庄市所有車両
- 4 主要自動車運送業者

第 10 節の 2 交通計画

方針

風水害等による災害時における交通の混乱及び被災した道路による事故等を防止するとともに、災害応急対策に必要な人員、地域内輸送拠点施設等への物資及び資機材の輸送を迅速確実に行えるよう、交通機能の確保を図る。

主な実施機関

新庄市都市整備課、環境課、最上広域市町村圏事務組合消防本部、最上総合支庁、新庄警察署、国土交通省山形河川国道事務所新庄国道維持出張所、東日本旅客鉄道株式会社

計画の体系

項 目	概 要
1 災害の未然防止	
2 発災直後の被災地の交通路確保	(1) 道路の啓開 (2) 交通規制の実施
3 被災情報の収集・伝達	
4 道路法に基づく緊急措置	
5 緊急輸送道路の啓開	
6 道路施設の応急復旧	
7 鉄道の確保	(1) 施設の規制 (2) 軌道調査通報 (3) 旅客の安全確保と早期復旧

1 災害の未然防止

震災対策編第3編第10章第2節「1 災害の未然防止」に同じ

2 発災直後の被災地の交通路確保

震災対策編第3編第10章第2節「2 発災直後の被災地の交通路確保」に同じ

3 被災情報の収集・伝達

震災対策編第3編第10章第2節「3 被災情報の収集・伝達」に同じ

4 道路法に基づく緊急措置

震災対策編第3編第10章第2節「4 道路法に基づく緊急措置」に同じ

5 緊急輸送道路の啓開

震災対策編第3編第10章第2節「5 緊急輸送道路の啓開」に同じ

6 道路施設の応急復旧

震災対策編第3編第10章第2節「6 道路施設の応急復旧」に同じ

7 鉄道の確保

震災対策編第3編第10章第2節「7 鉄道の確保」に同じ

◆資料◆

- 1 新庄市橋梁調書
- 2 新庄市トンネル箇所
- 3 新庄市緊急輸送路

第 10 節の 3 突発重大事故応急計画

方針

航空機の墜落事故、列車転覆事故等、突発的な事故が発生した場合に、乗客や地域住民等を救助するため、速やかに初動体制を確立し、被害拡大防止等の応急対策を行う。

主な実施機関

新庄市総務課、健康課、環境課、最上広域市町村圏事務組合消防本部、新庄警察署

計画の体系

項 目	概 要
1 通報及び伝達	
2 活動体制の確立	(1) 事故対策本部の設置 (2) 現地対策本部及び応急救護所の設置
3 広報	
4 応援の要請	

1 通報及び伝達

震災対策編第3編第10章第3節「1 通報及び伝達」に同じ

2 活動体制の確立

震災対策編第3編第10章第3節「2 活動体制の確立」に同じ

3 広報

震災対策編第3編第10章第3節「3 広報」に同じ

4 応援の要請

震災対策編第3編第10章第3節「4 応援の要請」に同じ

◆資 料◆

- 1 航空機の搜索救難に関する協定
- 2 航空機の搜索救難の措置基準

第 1 1 節 各種施設災害応急対策計画

第 1 1 節の 1 土砂災害防止施設災害応急計画

方針

風水害等による災害により被災した土砂災害防止施設の機能を回復し、被害の拡大及び二次災害の防止を図る。

主な実施機関

新庄市農林課、都市整備課

計画の体系

項 目	概 要
1 被災状況調査	
2 住民の安全確保	
3 被害拡大防止措置	(1) 二次災害の予防 (2) 施設の応急復旧
4 応急復旧	

1 被災状況調査

震災対策編第 3 編第 1 1 章第 1 節「1 被災状況調査」に同じ

※「震度 4 以上を観測する地震が発生した場合は」を「当該施設が被災し又は被災するおそれがある場合は」に読み替える。

2 住民の安全確保

震災対策編第 3 編第 1 1 章第 1 節「2 住民の安全確保」に同じ

3 被害拡大防止措置

震災対策編第 3 編第 1 1 章第 1 節「3 被害拡大防止措置」に同じ

※「地震動」及び「地震」を「風水害等」に読み替える。

4 応急復旧

震災対策編第 3 編第 1 1 章第 1 節「4 応急復旧」に同じ

第 1 1 節の 2 農地・農業用施設災害応急計画

方針

風水害等により被災した農地・農業用施設の機能を回復し、被害の拡大や二次災害の防止を図るために、市、県及び土地改良区等が実施する災害応急対策及び復旧対策に努める。

主な実施機関

新庄市農林課、最上総合支庁、林野庁東北森林管理局山形森林管理署最上支署新庄森林事務所、新庄市農業協同組合、もがみ中央農業協同組合、新庄土地改良区、泉田川土地改良区、最上広域森林組合

計画の体系

項 目	概 要
1 施設の緊急点検	
2 被害状況の把握	
3 応急対策	

1 施設の緊急点検

施設管理者は、24時間雨量が80mm、時間雨量が20mm以上の降雨を観測した場合、速やかに地すべり防止区域及び施設の緊急点検を行う。災害時により地すべり防止区域及び施設等に異常や変状が確認され、第3者への危険が予想される場合、関係機関と連携し、避難誘導、通行止め又は立ち入り禁止などの安全対策を行う。

2 被害状況の把握

震災対策編第3編第11章第2節「2 被害状況の把握」に同じ

3 応急対策

震災対策編第3編第11章第2節「3 応急対策」に同じ

第 1 1 節の 3 電力供給施設災害応急計画

方針

大規模な風水害等発生時における電気供給施設について、被害の軽減、二次災害の防止及び施設の早期復旧を図るための応急対策を講じる。

主な実施機関

東北電力ネットワーク株式会社新庄電力センター、新庄市環境課

計画の体系

項 目	概要
1 活動体制の確立	(1) 組織体制の確立 (2) 要員の確保 (3) 自衛隊の派遣要請
2 被災状況の把握及び広報	(1) 被災情報の収集、連絡 (2) 広報活動
3 応急対策	(1) 復旧資材の確保 (2) 危険予防措置 (3) 電力の広域融通 (4) 応急工事
4 復旧対策	(1) 復旧計画の策定 (2) 復旧順位の設定

1 活動体制の確立

震災対策編第 3 編第 1 1 章第 3 節「1 活動体制の確立」に同じ

※「(2) 要因の確保－②」を除く

2 被災状況の把握及び広報

震災対策編第 3 編第 1 1 章第 3 節「2 被災状況の把握及び広報」に同じ

3 応急対策

震災対策編第 3 編第 1 1 章第 3 節「3 応急対策」に同じ

4 復旧対策

震災対策編第 3 編第 1 1 章第 3 節「4 復旧対策」に同じ

第 1 1 節の 4 都市ガス供給施設災害応急計画

方針

大規模な風水害等発生時における都市ガス供給施設について、被害の軽減、二次災害の防止及び施設の早期復旧を図るための応急対策を講じる。

主な実施機関

新庄都市ガス株式会社、新庄市環境課

計画の体系

項 目	概要
1 都市ガス等供給施設における災害応急計画	(1) 活動体制の確立 (2) 被災状況の把握及び広報 (3) 緊急措置 (4) 復旧対策
2 液化石油ガス施設の応急対策	(1) 被災状況の把握 (2) 利用者への広報 (3) 緊急措置 (4) 応援要請

1 都市ガス等供給施設における災害応急計画

震災対策編第 3 編第 1 1 章第 4 節「1 都市ガス等供給施設における災害応急計画」に同じ

2 液化石油ガス施設の応急対策

震災対策編第 3 編第 1 1 章第 4 節「2 液化石油ガス施設の応急対策」に同じ

◆資 料◆

- 1 危険物貯蔵施設取扱業者
- 2 液化石油ガス第一種製造事業所
- 3 一般高圧ガス第一種製造事業所
- 4 第二種製造事業所（30m³/日以上）
- 5 第二種製造事業所（30m³/日未満）
- 6 第一種貯蔵所
- 7 第二種貯蔵所

- 8 特定高圧ガス消費事業所
- 9 新庄市指定給水装置工事事業者

第 1 1 節の 5 電気通信施設災害応急計画

方針

大規模な風水害等発生時における電気通信施設について、被害の軽減、二次災害の防止及び施設の早期復旧を図るための応急対策を講じる。

主な実施機関

電気通信事業者、新庄市環境課

計画の体系

項 目	概要
1 応急対策	(1) 組織体制の確立 (2) 要員の確保 (3) 被災状況の把握 (4) 災害時広報活動 (5) 災害対策用機器等の配備 (6) 災害対策用資機材等の確保
2 復旧計画	(1) 応急復旧工事 (2) 復旧の順位 (3) 本復旧工事

1 応急対策

震災対策編第 3 編第 1 1 章第 5 節「1 応急対策」に同じ

2 復旧計画

震災対策編第 3 編第 1 1 章第 5 節「2 復旧計画」に同じ

第 1 1 節の 6 下水道施設等災害応急計画

方針

大規模な風水害等発生時における下水道施設等について、被害の軽減、二次災害の防止及び施設の早期復旧を図るための応急対策を講じる。

主な実施機関

新庄市上下水道課、環境課

計画の体系

項 目	概要
1 活動体制の確立	
2 被災状況の把握及び広報	(1) 段階ごとの被災調査 (2) 利用者への広報
3 応急対策	
4 復旧対策	

1 活動体制の確立

震災対策編第 3 編第 1 1 章第 6 節「1 活動体制の確立」に同じ

2 被災状況の把握及び広報

震災対策編第 3 編第 1 1 章第 6 節「2 被災状況の把握及び広報」に同じ

3 応急対策

震災対策編第 3 編第 1 1 章第 6 節「3 応急対策」に同じ

4 復旧対策

震災対策編第 3 編第 1 1 章第 6 節「4 復旧対策」に同じ

※「地震被害の再発防止又は」を除く。

第 1 1 節の 7 危険物等施設災害応急計画

方針

危険物等施設において事故が発生した場合又は災害により危険物等施設が被災した場合に被害を軽減するため、危険物等施設の管理者は、防災関係機関と協力して応急対策を実施する。

主な実施機関

新庄市農林課、都市整備課、上下水道課、環境課、新庄市消防団、最上広域市町村圏事務組合消防本部、最上総合支庁、新庄警察署、国土交通省新庄河川事務所、危険物施設管理者、高圧ガス取扱業者

計画の体系

項 目	概 要
1 共通の災害応急対策	(1) 関係機関への通報等 (2) 市民への広報 (3) 自主防災活動の実施 (4) 危険物等施設の応急措置
2 個別の災害応急対策	(1) 火薬類 (2) 高圧ガス
3 危険物等流出応急対策	

1 共通の災害応急対策

震災対策編第3編第11章第7節「1 共通の災害応急対策」に同じ

2 個別の災害応急対策

震災対策編第3編第11章第7節「2 個別の災害応急対策」に同じ

3 危険物等流出応急対策

震災対策編第3編第11章第7節「3 危険物等流出応急対策」に同じ

◆資 料◆

1 危険物貯蔵施設取扱業者

第 1 2 節 農林業災害応急計画

方針

風水害等による農作物等の被害、農地・農業用施設の損壊、家畜のへい死及び飼養施設の損壊、林産物及び林産施設の被災等が予想されることから、農林業関係団体及び県等との緊密な連携のもとに被害状況の把握及び応急対策に努める。

主な実施機関

新庄市農林課、最上総合支庁、林野庁東北森林管理局山形森林管理署最上支署新庄森林事務所、新庄市農業協同組合、もがみ中央農業協同組合、新庄土地改良区、泉田川土地改良区、最上広域森林組合

計画の体系

項 目	概 要
1 被害状況の把握	
2 二次災害防止措置	(1) 農作物及び農業用施設 (2) 家畜及び家畜飼養施設 (3) 林産物及び林産施設
3 災害応急対策	(1) 農作物及び農業用施設 (2) 家畜及び家畜飼養施設 (3) 林産物及び林産施設

1 被害状況の把握

震災対策編第3編第12章「1 被害状況の把握」に同じ

2 二次災害防止措置

震災対策編第3編第12章「2 二次災害防止措置」に同じ

※「余震」を「風水害」に読み替える。

3 災害応急対策

震災対策編第3編第12章「3 災害応急対策」に同じ

第 1 3 節 生活支援計画

第 1 3 節の 1 食料供給計画

方針

風水害等の災害により、食料を確保することが困難となった被災者に対して、炊き出し等による食料の提供を行い、一時的に被災者の食生活を確保する。

主な実施機関

新庄市健康課、農林課、環境課、新庄市社会福祉協議会、最上総合支庁、日本赤十字社山形県支部

計画の体系

項 目	概 要
1 対象者数の把握	
2 調達食料品	
3 調達方法	
4 炊き出し	
5 配分	
6 国によるプッシュ型支援	

1 対象者数の把握

震災対応編第 3 編第 1 3 章第 1 節「1 対象者数の把握」に同じ

2 調達食料品

震災対応編第 3 編第 1 3 章第 1 節「2 調達食料品」に同じ

3 調達方法

震災対応編第 3 編第 1 3 章第 1 節「3 調達方法」に同じ

4 炊き出し

震災対応編第 3 編第 1 3 章第 1 節「4 炊き出し」に同じ

5 配分

震災対応編第3編第13章第1節「5 配分」に同じ

6 国によるプッシュ型支援

震災対応編第3編第13章第1節「6 国によるプッシュ型支援」に同じ

第 1 3 節の 2 給水・上水道施設応急対策計画

方針

風水害等が発生した場合に、被災者の生命維持及び人心安定の基本となる飲料水、医療用水、消火用水及び生活用水等の確保に努める。

主な実施機関

新庄市総務課、環境課、健康課、上下水道課、最上総合支庁

計画の体系

項 目	概 要
1 活動体制の確立	
2 被災状況の把握	
3 緊急対策	(1) 二次災害の防止対策 (2) 被害発生地区の分離
4 応急対策	(1) 応急給水 (2) 応急復旧 (3) 住民への広報

1 活動体制の確立

震災対応編第 3 編第 1 3 章第 2 節「1 活動体制の確立」に同じ

2 被災状況の把握

震災対応編第 3 編第 1 3 章第 2 節「2 被災状況の把握」に同じ

3 緊急対策

震災対応編第 3 編第 1 3 章第 2 節「3 緊急対策」に同じ

4 応急対策

震災対応編第 3 編第 1 3 章第 2 節「4 応急対策」に同じ

※ 地震対策編の「地震」を「風水害等」に読み替える

◆資 料◆

- 1 新庄市給水用機材保有状況
- 2 新庄市指定給水装置工事事業者

第 1 3 節の 3 生活必需品等物資供給計画

方針

風水害等により生活必需品等を確保することが困難となった被災者に対して、日常の生活に支障が生じないように生活必需品等を供給する。

主な実施機関

新庄市環境課、最上総合支庁、自主防災組織

計画の体系

項 目	概 要
1 対象者数の把握	(1) 対象者 (2) 把握方法
2 生活必需品等物資品目例	
3 調達方法	
4 集積場所	
5 配分	
6 国によるプッシュ型支援	

1 対象者数の把握

震災対応編第 3 編第 1 3 章第 3 節「1 対象者数の把握」に同じ

2 生活必需品等物資品目例

震災対応編第 3 編第 1 3 章第 3 節「2 生活必需品等物資品目例」に同じ

3 調達方法

震災対応編第 3 編第 1 3 章第 3 節「3 調達方法」に同じ

4 集積場所

震災対応編第 3 編第 1 3 章第 3 節「4 集積場所」に同じ

5 配分

震災対応編第3編第13章第3節「5 配分」に同じ

6 国によるプッシュ型支援

震災対応編第3編第13章第3節「6 国によるプッシュ型支援」に同じ

第 13 節の 4 保健衛生計画

方針

風水害等の災害が発生した場合において、被災住民の心身の健康を保つために、防疫、食品衛生等の保健衛生対策に努める。

主な実施機関

新庄市成人福祉課、健康課、環境課、最上総合支庁

計画の体系

項 目	概 要
1 被災状況等の把握	
2 活動体制の確立	
3 防疫資機材等の調達要請	
4 保健衛生対策の実施	(1) 健康相談・保健指導 (2) 避難所等生活環境の整備 (3) 防疫対策 (4) 食品衛生対策 (5) 栄養相談・栄養指導
5 被災動物対策	(1) 避難動物の適正飼養等 (2) 危険な動物の緊急措置等の確認 (3) 被災地域における動物の保護、収容等

1 被災状況等の把握

震災対応編第3編第13章第4節「1 被災状況等の把握」に同じ

2 活動体制の確立

震災対応編第3編第13章第4節「2 活動体制の確立」に同じ

3 防疫資機材等の調達要請

震災対応編第3編第13章第4節「3 防疫資機材等の調達要請」に同じ

4 保健衛生対策の実施

震災対応編第3編第13章第4節「4 保健衛生対策の実施」に同じ

5 被災動物対策

震災対応編第3編第13章第4節「5 被災動物対策」に同じ

第 13 節の 5 廃棄物処理計画

方針

風水害等に伴い発生する災害廃棄物、ごみ及びし尿等の廃棄物を、迅速かつ適正に収集・処理し、被災地の生活環境の保全を図る。

主な実施機関

新庄市環境課、最上広域市町村圏事務組合、最上総合支庁

計画の体系

項 目	概 要
1 災害廃棄物処理	(1) 産業廃棄物処理計画 (2) 災害廃棄物の処理
2 ごみ処理	(1) 情報の収集及び排出量の推計 (2) 廃棄物処理施設の応急復旧 (3) ごみの処理 (4) 一時保管場所の確保 (5) 県、他の市町村等への応援要請
3 し尿処理	
4 死亡獣畜の処理	

1 災害廃棄物処理

震災対応編第3編第13章第5節「1 災害廃棄物処理」に同じ

2 ごみ処理

震災対応編第3編第13章第5節「2 ごみ処理」に同じ

3 し尿処理

震災対応編第3編第13章第5節「3 し尿処理」に同じ

4 死亡獣畜の処理

震災対応編第3編第13章第5節「4 死亡獣畜の処理」に同じ

◆資 料◆

- 1 ごみ処理施設及びし尿処理施設
- 2 ごみ処理委託業者及びし尿処理許可業者
- 3 一般廃棄物処理業者及び産業廃棄物処理業者

第 13 節の 6 地域内輸送拠点運営計画

方針

風水害等による災害が発生した場合において、避難所等へ迅速かつ効率的に物資を輸送するため、一時集積配分拠点を設置し、効果的な物資の配分を行う。

主な実施機関

新庄市成人福祉課、都市整備課、環境課、新庄市社会福祉協議会、最上総合支庁

計画の体系

項 目	概 要
1 地域内輸送拠点の候補地	
2 取り扱い物資	
3 実施業務	
4 運営体制と運営方法	(1) 運営体制 (2) 運営方法
5 地域内輸送拠点までの輸送	
6 避難所等への輸送	

1 地域内輸送拠点の候補地

震災対応編第 3 編第 13 章第 6 節「1 地域内輸送拠点の候補地」に同じ

2 取り扱い物資

震災対応編第 3 編第 13 章第 6 節「2 取り扱い物資」に同じ

3 実施業務

震災対応編第 3 編第 13 章第 6 節「3 実施業務」に同じ

4 運営体制と運営方法

震災対応編第 3 編第 13 章第 6 節「4 運営体制と運営方法」に同じ

5 地域内輸送拠点までの輸送

震災対応編第 3 編第 13 章第 6 節「5 地域内輸送拠点までの輸送」に同じ

6 避難所等への輸送

震災対応編第3編第13章第6節「6 避難所等への輸送」に同じ

第 1 4 節 文教施設及び児童福祉施設における災害応急計画

方針

風水害等発生時における児童生徒等の安全確保及び学校教育・児童福祉活動の早期回復並びに学校以外の文教施設及び文化財の被害の防止又は軽減を図るため、各施設の管理者等は応急対策を講じる。

主な実施機関

新庄市子育て推進課、健康課、新庄市教育委員会、最上広域市町村圏事務組合消防本部、新庄警察署

計画の体系

項 目	概 要
1 学校の応急対策	(1) 児童生徒等の安全確保 (2) 被災状況の報告 (3) 応急教育の実施 (4) 心の健康管理
2 学校以外の文教施設の応急対策	
3 児童福祉施設の応急対策	(1) 児童の安全確保 (2) 被災状況の報告
4 文化財の応急対策	

1 学校の応急対策

震災対策編第3編第14章「1 学校の応急対策」に同じ

2 学校以外の文教施設の応急対策

震災対策編第3編第14章「2 学校以外の文教施設の応急対策」に同じ

3 児童福祉施設の応急対策

震災対策編第3編第14章「3 児童福祉施設の応急対策」に同じ

4 文化財の応急対策

震災対策編第3編第14章「4 文化財の応急対策」に同じ

※震災対策編の「地震」を「風水害等」に読み替える

第 1 5 節 要配慮者の応急対策計画

方針

風水害等による災害が発生又は発生するおそれがある場合、要配慮者の被害軽減や生活支援を図るため、情報提供や避難誘導等の対策を積極的に推進する。

主な実施機関

新庄市市民課、成人福祉課、子育て推進課、健康課、環境課、新庄市社会福祉協議会、最上総合支庁、新庄警察署、自主防災組織

計画の体系

項 目	概 要
1 要配慮者対策チームの設置	
2 要配慮者対策	(1) 避難誘導等 (2) 発災直後の安否確認 (3) 被災状況等の把握 (4) 避難所における配慮 (5) 被災後の生活支援
3 社会福祉施設等における要配慮者対策	(1) 事前避難 (2) 施設被災時の安全確認・救助・避難 (3) 被害状況の報告・連絡 (4) 施設の継続使用が不能となった場合の措置
4 外国人の支援対策	(1) 外国人の救護 (2) 外国人への生活支援

1 要配慮者対策チームの設置

震災対策編第3編第15章「1 要配慮者対策チームの設置」に同じ

2 要配慮者対策

震災対策編第3編第15章「2 要配慮者対策」に同じ

※震災対策編の「地震」を「風水害等」に読み替える

3 社会福祉施設等における要配慮者対策

震災対策編第3編第15章「3 社会福祉施設等における要配慮者対策」に同じ

4 外国人の支援対策

震災対策編第3編第15章「4 外国人の支援対策」に同じ

◆資 料◆

- 1 災害時要援護者支援プラン
- 2 洪水浸水想定区域内・土砂災害（特別）警戒区域内要配慮者施設

第 16 節 応急住宅対策計画

方針

風水害等の災害により住家が滅失した被災者のうち、自己の資力では住宅を確保することができない者について、災害救助法が適用された場合に、応急仮設住宅を設置してこれを提供し、又は被害家屋の応急修理を実施し、又は市営住宅等のあっせん等により、その援護を推進する。

主な実施機関

新庄市成人福祉課、都市整備課、最上総合支庁

計画の体系

項 目	概 要
1 住宅被災状況等の把握	
2 応急仮設住宅の建設	(1) 建設予定地の選定 (2) 応急仮設住宅の入居者選定 (3) 応急仮設住宅の管理
3 公営住宅、空家等のあっせん等	
4 被災住宅の応急修理	(1) 修理の方針 (2) 修理の方法 (3) 修理の対象者 (4) 応援の要請
5 労働力及び資材の確保	
6 建物関係障害物の除去	(1) 除去の方針 (2) 除去の方法 (3) 除去の対象者

1 住宅被災状況等の把握

震災対策編第3編第16章「1 住宅被災状況等の把握」に同じ

2 応急仮設住宅の建設

震災対策編第3編第16章「2 応急仮設住宅の建設」に同じ

3 公営住宅、空家等のあっせん等

震災対策編第3編第16章「3 公営住宅、空家等のあっせん等」に同じ

4 被災住宅の応急修理

震災対策編第3編第16章「4 被災住宅の応急修理」に同じ

※「第3編第1章第3節 広域応援・**受援**計画」を「第3章第1節の3 広域応援・**受援**計画」に読み替える。

5 労働力及び資材の確保

震災対策編第3編第16章「5 労働力及び資材の確保」に同じ

6 建物関係障害物の除去

震災対策編第3編第16章「6 建物関係障害物の除去」に同じ

◆資 料◆

- 1 新庄市建設・建築業者
- 2 一般廃棄物処理業者
- 3 産業廃棄物処理業者

第 17 節 災害救助法の適用に関する計画

方針

大規模な風水害等の災害が発生した場合、被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、速やかに災害救助法（以下この章においては「法」という。）の適用を受ける。

主な実施機関

新庄市税務課、環境課

計画の体系

項 目	概 要
1 災害救助法の適用基準	(1) 基準の内容 (2) 市の適用基準
2 法による救助の種類と実施方法	(1) 救助の種類 (2) 実施方法
4 災害救助法の適用に係る申請手続き	
5 救助の実施状況の記録及び報告	

1 災害救助法の適用基準

震災対策編第3編第17章「1 災害救助法の適用基準」に同じ

2 法による救助の種類と実施方法

震災対策編第3編第17章「2 法による救助の種類と実施方法」に同じ

3 災害救助法の適用に係る申請手続き

震災対策編第3編第17章「3 災害救助法の適用に係る申請手続き」に同じ

4 救助の実施状況の記録及び報告

震災対策編第3編第17章「4 救助の実施状況の記録及び報告」に同じ

◆資 料◆

- 1 災害救助法適用基準
- 2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表
- 3 証明申請書
- 4 り災者台帳
- 5 り災証明書

第 18 節 労働力確保計画

方針

風水害等の災害時における応急活動が迅速かつ円滑に実施できるよう、必要な技術者及び労務者等の労働力を確保する。

主な実施機関

新庄市総務課、健康課、農林課、都市整備課、上下水道課、環境課、最上総合支庁

計画の体系

項 目	概 要
1 従事命令等	(1) 実費弁償・損害補償 (2) 公用令書 (3) 根拠法令等
2 労務者の確保	(1) 雇用の範囲 (2) 賃金 (3) 斡旋の依頼
3 応援の要請	

1 従事命令等

震災対策編第3編第18章「1 従事命令等」に同じ

2 労務者の確保

震災対策編第3編第18章「2 労務者の確保」に同じ

3 応援の要請

震災対策編第3編第18章「3 応援の要請」に同じ

※「第3編第1章第3節」を「第2編第3章第1節の3」に読み替える。

第 19 節 物的公用負担等の実施計画

方針

風水害等が発生し、又は発生するおそれがあり応急措置を緊急に実施する必要がある場合において、施設、土地、家屋及び物資を管理並びに使用若しくは収用する。

主な実施機関

新庄市総務課、環境課、新庄市消防団、最上広域市町村圏事務組合消防本部、新庄警察署

計画の体系

項 目	概 要
1 実施の概要	
2 適用対象物	
3 通知及び公示	(1) 応急公用負担の通知 (2) 工作物等を保管した場合の公示
4 公用令書の交付	(1) 応急公用負担等の公用令書の公示 (2) 公用令書の変更、取り消し
5 損失補償等	

1 実施の概要

震災対策編第3編第19章「1 実施の概要」に同じ

2 適用対象物

震災対策編第3編第19章「2 適用対象物」に同じ

3 通知及び公示

震災対策編第3編第19章「3 通知及び公示」に同じ

4 公用令書の交付

震災対策編第3編第19章「4 公用令書の交付」に同じ

5 損失補償等

震災対策編第3編第19章「5 損失補償等」に同じ

第 20 節 自発的支援の受入計画

方針

風水害等の発生時に、県内外から寄せられる善意の支援の申入れに適切に対応する。

主な実施機関

新庄市財政課、成人福祉課、新庄市社会福祉協議会、新庄青年会議所、最上総合支庁、日本赤十字社山形県支部

計画の体系

項 目	概 要
1 市災害ボランティア支援本部	(1) 本部設置 (2) 本部の主な活動
2 県災害ボランティア支援本部	(1) 本部設置 (2) 本部の主な活動
3 義援物資の受入・配分計画	(1) 受入態勢の周知 (2) 受入及び保管 (3) 配分
4 義援金受入・配分計画	(1) 受入態勢の周知 (2) 受入 (3) 配分

1 市災害ボランティア支援本部

震災対策編第3編第20章「1 市災害ボランティア支援本部」に同じ

2 県災害ボランティア支援本部

震災対策編第3編第20章「2 県災害ボランティア支援本部」に同じ

3 義援物資の受入・配分計画

震災対策編第3編第20章「3 義援物資受入・配分計画」に同じ

4 義援金受入・配分計画

震災対策編第3編第20章「4 義援金受入・配分計画」に同じ

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 民生安定化計画

方針

被災した住民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、市、県及び防災関係機関が実施する各種措置の周知及び手続き等に関する指導・協力を行う。

主な実施機関

新庄市総務課、税務課、市民課、成人福祉課、子育て推進課、農林課、商工観光課、都市整備課、環境課、新庄市社会福祉協議会、最上総合支庁、東北電力ネットワーク株式会社新庄電力センター、電気通信事業者、新庄都市ガス株式会社、郵便事業者

計画の体系

項 目	概 要
1 被災者のための相談	(1) 相談所の開設、運営 (2) 相談事項 (3) り災証明書等の発行 (4) 被災者台帳の整備 (5) 被災者等の生活再建等の支援
2 見舞金等の支給及び生活資金の貸し付け	(1) 災害弔慰金の支給 (2) 災害障害見舞金の支給 (3) 被災者生活再建支援金 (4) 災害援護資金の貸付 (5) 生活福祉資金（福祉資金福祉費）の貸付 (6) 母子寡婦福祉資金の償還猶予 (7) 母子寡婦福祉資金の違約金不徴収 (8) 母子寡婦福祉資金（事業開始資金、事業継続資金、住宅資金）の据置期間の延長
3 住宅対策	(1) 住宅資金の貸付 (2) 公営住宅の建設
4 租税の特別措置	
5 公共料金の特例措置	(1) 郵便事業

	(2) 貯金事業 (3) 電気通信事業 (4) 電気事業 (5) 都市ガス及び簡易ガス事業
6 生活の保護	
7 被災住民への各種措置の周知	

1 被災者のための相談

震災対策編第4編第1章「1 被災者のための相談」に同じ

2 見舞金等の支給及び生活資金の貸付

震災対策編第4編第1章「2 見舞金等の支給及び生活資金の貸付」に同じ

3 住宅対策

震災対策編第4編第1章「3 住宅対策」に同じ

4 租税の特例措置

震災対策編第4編第1章「4 租税の特例措置」に同じ

5 公共料金の特例措置

震災対策編第4編第1章「5 公共料金の特例措置」に同じ

6 生活の保護

震災対策編第4編第1章「6 生活の保護」に同じ

7 被災住民への各種措置の周知

震災対策編第4編第1章「7 被災住民への各種措置の周知」に同じ

第2節 金融支援計画

方針

風水害等の災害により被害を受けた農林業者及び中小企業等の早期復旧及び事業経営の維持安定を図るため、県と協力して金融支援対策を実施する。

主な実施機関

新庄市農林課、商工観光課

計画の体系

項 目	概 要
1 農林業者への措置	(1) 天災融資制度による融資 (2) 各融資機関に対する円滑な融資の要請 (3) 既貸付金等の条件緩和 (4) 農林業者への各種措置の周知
2 中小企業への措置	(1) 災害関連融資制度による融資(商工関係) (2) 各金融機関に対する円滑な融資の要請 (3) 既貸出金の条件緩和 (4) 中小企業への各種措置の周知

1 農林業者への措置

震災対策編第4編第2章「1 農林業者への措置」に同じ

2 中小企業への措置

震災対策編第4編第2章「2 中小企業への措置」に同じ

第3節 公共施設等災害復旧計画

方針

被災した公共施設の災害復旧については、被災施設の原状復旧を基本としながら、再度の災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行う。また、早期の復旧を図るため、激甚災害指定の検討を併せて行う。

主な実施機関

新庄市財政課、成人福祉課、健康課、農林課、商工観光課、上下水道課、都市整備課、環境課、新庄市教育委員会、最上総合支庁

計画の体系

項 目	概 要
1 被害状況の調査及び県への報告	
2 激甚災害指定に向けた県への協力	
3 復旧の基本方針の決定等	(1) 復旧の基本方針 (2) 災害復旧計画概要書の作成 (3) 国、県による復旧工事の代行
4 災害査定	
5 災害復旧関係技術職員の確保	
6 資金計画	

1 被害状況の調査及び県への報告

震災対策編第4編第3章「1 被害状況の調査及び県への報告」に同じ

2 激甚災害指定に向けた県への協力

震災対策編第4編第3章「2 激甚災害指定に向けた県への協力」に同じ

3 復旧の基本方針の決定等

震災対策編第4編第3章「3 復旧の基本方針の決定等」に同じ

4 災害査定

震災対策編第4編第3章「4 災害査定」に同じ

5 災害復旧関係技術職員の確保

震災対策編第4編第3章「5 災害復旧関係技術職員の確保」に同じ

6 資金計画

震災対策編第4編第3章「6 資金計画」に同じ

◆資 料◆

1 激甚災害等の指定基準

第4節 災害復興計画

方針

大規模な風水害等により社会経済活動に甚大な被害が発生した場合に、市及び県は、市民、民間事業者及び施設管理者等と連携して災害復興対策を実施する。

計画の体系

項 目	概 要
1 復興対策組織体制の整備	
2 復興計画の策定	
3 復興計画の実施	
4 住民合意の形成	

1 復興対策組織体制の整備

震災対策編第4編第4章「1 復興対策組織体制の整備」に同じ

2 復興計画の策定

震災対策編第4編第4章「2 復興計画の策定」に同じ

3 復興事業の実施

震災対策編第4編第4章「3 復興事業の実施」に同じ

4 住民合意の形成

震災対策編第4編第4章「4 住民合意の形成」に同じ

第 2 編

個別災害対策編

第 1 章 水害対策計画

第 1 節 水害予防計画

方針

水害の未然防止と被害の軽減を図るために、必要な対策を推進する。

主な実施機関

新庄市農林課、都市整備課、最上総合支庁、国土交通省新庄河川事務所、林野庁東北森林管理局山形森林管理署最上支署新庄森林事務所、新庄土地改良区、泉田川土地改良区

計画の体系

項 目	概 要
1 治山対策事業	
2 治水対策事業	(1) 河川事業 (2) 砂防事業 (3) 農地防災事業

1 治山対策事業

市及び防災関係機関は、森林の維持・造成を通じ、人家・公共施設・農耕地等を保全するため、治山事業の推進を図る。

2 治水対策事業

(1) 河川事業

市は、国、県と連携して、洪水被害を防止するため、次に挙げる治水施設の整備事業の推進及び河川管理体制の強化を図る。

①治水施設設備

- ア 河川改修事業
- イ 河川維持修繕事業
- ウ 災害復旧事業等

②河川管理体制の強化

国が管理する最上川については、水源から河口に至る水系全流域について、国、県、関係市町村等と連携して、一貫した河川防災体制の強化を図る。

県は、県管理河川の洪水氾濫解析を行い、その成果である浸水想定区域の情

報を市町村に提供している。

市は、市内の河川における情報を元に、市民が安全に避難できるよう、洪水ハザードマップを作成して公表する。河川防災体制のために、排水ポンプ車の整備について検討する。

③河川管理者の協力について

河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、市及び防災関係機関が行う。水防のための活動に次の協力を行う。

ア 河川に関する情報（最上川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像）の提供

イ 重要水防箇所の合同点検の実施

ウ 水防訓練及び水防技術講習会への参加

エ 応急復旧資器材又は備蓄資器材の貸与

オ 現地情報連絡員（リエゾン）の派遣

カ 水防活動の記録及び広報

なお、河川に関する情報の伝達方法は次のとおりとする。

河川情報	情報提供の時期	伝達方法	備 考
水 位	常 時	市町村向け「川の防災情報」	
河川管理施設の操作状況に関する情報	市からの問い合わせがあった場合	電話、FAX、電子メール	
CCTVの画像	常 時	光ケーブル接続	
CCTVの画像	市からの問い合わせがあった場合	FAX、電子メール	光未接続の場合
ヘリ巡視の画像	ヘリ巡視時	光ケーブル接続	
ヘリ巡視の画像	市からの問い合わせがあった場合	FAX、電子メール	光未接続の場合

（２）砂防事業

市は、県と連携して、砂防ダム、流路工等を築造し、土砂流出の防止と調整を図り、河床を安定させ、土砂による災害を防止する。

（３）農地防災事業

市及び防災関係機関は、農用地及び農業用施設の災害の発生を未然に防止するため次に挙げる事業を実施し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り併せて市土の保全に資する。

- ①ため池等整備事業
- ②湛水防除事業
- ③農地保全整備事業
- ④農業用河川工作物応急対策事業

◆資 料◆

1 新庄市災害危険区域

第2節 水防活動計画

方針

洪水等により水害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、これを警戒、防御し、被害を軽減するため、水防体制を確立して円滑な水防活動を実施する。

主な実施機関

新庄市農林課、都市整備課、環境課、新庄市消防団、最上広域市町村圏事務組合消防本部、最上総合支庁、国土交通省新庄河川事務所

計画の体系

項 目	概 要
1 水防管理団体等の体制	(1) 水防管理団体及び水防管理者の責務 (2) 監視及び警戒
2 洪水予報・水防警報の伝達	(1) 洪水予報 (2) 水防警報
3 水防活動	

1 水防管理団体等の体制

(1) 水防管理団体及び水防管理者の責務

- ①市は、その区域における水防を十分に果たすべき責務を有する。
- ②市長は、水防管理者として、平時から水防団、水防協力団体の研修及び訓練を実施するとともに、広報活動を行い、水防団組織等の充実と習熟に努める。
- ③市は、国、県と協力して、浸水想定区域における洪水ハザードマップを作成し、危険性や避難地等、情報伝達経路等を関係住民に事前に周知するよう努める。
- ④水防管理者は、地域住民に危険が迫る可能性があると判断したときは広報活動により周知するとともに、時期を逸することなく高齢者等避難又は避難指示を行うよう努める。

(2) 監視及び警戒

予報、警戒等が発令された場合、河川の増水や地すべり、台風の接近等がある場合は、水防団に水防上危険な箇所の巡視を要請するものとする。

2 洪水予報・水防警報の伝達

(1) 洪水予報

①最上川中流及び鮭川の洪水予報は、新庄河川事務所が行い、県水防本部（県河川課）に通報するとともに市へも通報する。

②通報を受けた県水防本部は、直ちに水防管理団体（市）に伝達する。

（２）水防警報

①水防警報の発表と伝達

ア 国土交通大臣及び知事は、水防法第１６条第１項の規定により、水防上特に重要な河川等を指定し、水防活動の必要が予測され又は現に水防活動を必要とするときは、水防警報を発表する。

イ 通報を受けた総合支庁は、市に伝達する。

ウ 水防警報の通報を受けた水防管理者は、水防団及び最上広域消防本部に伝達し、出動準備させ又は出動させる。

エ 水防警報が発せられない河川の水防予知は市長が行い、必要がある場合は、水防警報に準じて措置する。

②水防警報の種類、内容及び発表基準

種類	内容	発表基準
待機	水防団員の足留を行う。	水位が水防団待機水位に達し、気象状況及び河川状況等により必要と認められたとき。
準備	水防資機材の準備点検、水門等開閉の準備、水防団幹部の出動等に対するもの。	雨量、水位、流量、その他の河川状況等により必要とみとめられるとき。
出動	水防団員の出動を通知するもの。	水位、流量、その他の河川状況等により氾濫注意水位（警戒水位）を超え又は超えるおそれがあり、なお増水が予想されるとき。
解除	水防活動の終了を通知するもの。	水防作業の必要がなくなったとき。
情報	水位の上昇下降・滞水時間・最高水位の大きさ時刻等、その他水防活動上必要な状況を通知するとともに越水、漏水、法崩及び亀裂その他河川状況により特に警戒を必要とする事項を通知するもの。	適宜

※ただし、河川の状況により必要がないと認められる場合は、「待機」は行わないことができる。

3 水防活動

水防団は、被害を最小限に食い止めるため、最良の工法を用いて水防作業を行う。
但し、水防作業自体が危険となった場合には、速やかに退去する。

◆資 料◆

- 1 新庄市水防条例
- 2 新庄市水防計画
- 3 新庄市災害危険区域
- 4 水防警報の種類及び発表基準

第2章 大規模土砂災害対策計画

方針

土砂災害防止法に基づく重大な土砂災害の急迫した危険がある場合において、土砂災害から市民等の生命及び身体を保護するための体制を確立して、大規模土砂災害対策を実施する。

主な実施期間

新庄市環境課、農林課、都市整備課、新庄市消防団、最上広域市町村圏事務組合消防本部、最上総合支庁、国土交通省

計画の体系

項 目	概 要
1 土砂災害緊急情報	
2 避難指示（緊急）等	

1 土砂災害緊急情報

市は、緊急の避難指示等の発令の判断に資する情報として、国又は県が実施した緊急調査等の情報を受けた時には、速やかにホームページ、報道機関等により市民等に周知するものとする。

なお、市が適切な避難判断を行うことができるよう、必要に応じて県及び国土交通省に判断基準の設定について助言等を求める。

2 避難指示（緊急）等

市は、県又は国土交通省からの土砂災害緊急情報を受け、避難指示（緊急）等を適切に発令し、市民等が速やかに避難できるようにするため、事前に市民等への伝達方法など、警戒避難体制の整備に努めるものとする。

第3章 雪害対策計画

第1節 雪害予防計画

方針

冬期の積雪時における交通・通信の確保と、雪崩及び地吹雪等の雪害の予防を図るため、必要な対策を推進する。

主な実施機関

新庄市成人福祉課、農林課、都市整備課、環境課、最上総合支庁、新庄警察署
国土交通省山形河川国道事務所新庄国道維持出張所、最上広域森林組合、電気通信事業者、東北電力ネットワーク株式会社新庄電力センター、東日本旅客鉄道株式会社

計画の体系

項 目	概 要
1 ライフライン等の確保	(1) 交通の確保 (2) 電力の確保 (3) 通信の確保
2 雪崩防止対策	(1) 雪崩危険個所の調査・周知 (2) 雪崩防止施設等の整備 (3) 危険個所の警戒 (4) 事前回避措置の実施 (5) 雪崩発生時の応急措置
3 市民生活の安全確保	(1) 一般建築物の雪害予防 (2) 孤立集落における雪害予防活動 (3) 消防水利の整備
4 農作物対策	

1 ライフライン等の確保

(1) 交通の確保

①道路施設の交通確保

市、県及び国は、積雪期における道路交通網の確保を図るため、除雪資機材の整備等除雪体制の強化に努める。

ア 除雪体制強化

市、県及び国は、毎年以下に掲げる「道路除雪計画」等を定め、除排雪を

実施して道路交通の確保に努める。

(ア) 除雪体制

市内の道路、公共施設及び住宅等の立地条件を勘案し、気象状況、積雪状況に応じ除雪体制を整える。

(イ) 除雪路線

路線の選定にあたっては、主な幹線道路、バス路線、地域的に主要な道路及び公共、公益施設への道路を主体として選定する。

(ウ) 除雪目標

交通確保の重要度に応じ、除雪路線ごとの除雪目標を定め、迅速・効率的な除雪を実施する。

イ 消融雪施設等の整備

市、県及び国は、道路の除排雪を推進とするため、消雪パイプ及び流雪溝等の消融雪施設の整備を行う。

ウ 地吹雪対策の推進

市、県及び国は、地吹雪による交通の途絶及び事故防止を図るため、地吹雪の発生箇所を把握して、地吹雪対策施設の整備を図るとともに、利用者への啓発を実施する。

エ 災害未然防止活動

(ア) 災害リスクの把握

道路管理者は集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者、その他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、車両の立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所を予め把握するよう努める。

(イ) 車両の運転者への啓発

集中的な大雪が予測される場合は、市民一人一人が非常時であることを理解して、降雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控える等、主体的に道路の利用抑制に取り組むことが重要となることから、雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者は車内にスコップや除雪ブラシ、飲食料及び毛布等を備えておくなど防災知識の普及を図る。

②鉄道施設の交通確保

東日本旅客鉄道株式会社は、降積雪時における列車の安全走行を確保するため、除雪車両及び除雪機械を整備するとともに、適正要員を配置し除雪体制の確保に努める。

③市民等への広報

各施設の管理者は、雪害による被害を防止し又は軽減するとともに、交通の混乱を防止するため、市民や乗客に対し積雪期における交通状況及び交通確保

対策の実施状況について、適時適切な広報に努める。

(2) 電力の確保

東北電力ネットワーク株式会社新庄電力センターは、積雪時における電力の供給を確保するため、送電線路及び配電線路等の雪害予防措置を講じる。

なお、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、県との連携の拡大に努める。

(3) 通信の確保

①電気通信事業者の雪害予防措置

電気通信事業者は、雪害のおそれのある電気通信設備等についての融雪構造化及び通信網の整備を推進し、雪害の未然防止と重要通信の確保を図る。

なお、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、県との連携の拡大に努める。

②孤立地区における通信の確保

市及び電気通信事業者は、豪雪により孤立が予想される地区の災害による有線通信の途絶に備え、次により通信手段の多ルート化に努める。

ア 防災行政無線設備及び停電時における補助電源設備の整備

イ 衛星携帯電話及び簡易移動無線局の冬期間における臨時設置

ウ アマチュア無線の活用の整備

2 雪崩防止対策

(1) 雪崩危険箇所の調査・周知

①雪崩危険箇所の調査・点検

市、県、国及び関係機関は、既存資料の収集・整理や地図・空中写真の計測・判読のほか定期的な現地の調査点検や聞き取り調査を組み合わせ、雪崩危険箇所を把握する。

②雪崩危険箇所の周知

市は、危険箇所の情報を本計画に登載するとともに、特に学校、福祉等の施設や多数の住民が集まる施設等の危険性について留意し、地域住民への周知徹底を図る。

(2) 雪崩防止施設等の整備

市、県及び国は、なだれ防止施設の機能を十分発揮できるよう、地形、土質、勾配及び雪崩の種類等の条件や防護対象物を考慮して適宜・適切な施設を選定し、雪崩防止施設等の整備を推進するとともに、警戒避難体制の整備を含めた総合的な雪崩災害予防対策に努める。

①雪崩予防施設の整備

雪崩発生のおそれがあり、人的・物的被害が予想される箇所に対し、雪崩防止林、階段工、予防柵、予防壁及び導流工等の雪崩予防施設の整備に努める。

②雪崩防護施設等の整備

道路及びその付属施設の保全並びに交通の安全を確保するため、防護柵、防護擁壁及びスノーシェッド等の防護施設の整備に努める。

③砂防・治山の施設整備

雪崩、融雪等による河川、沢等のせき止めは、洪水、土石流災害を引き起こす原因となることから、砂防、治山等の施設整備に努める。

④雪崩防止施設・設備の点検整備

雪崩防止施設・設備の管理者は、雪崩防止施設の機能を有効に発揮させるために、積雪前に定期的な整備、点検に努める。また、降雪期においては積雪の状況を把握するとともに、積雪深計、雪崩監視装置の設置に努めるほか、パトロール及び巡視員等による整備、点検を行う。

(3) 危険箇所の警戒

①道路・鉄道等の危険箇所の点検

道路・鉄道等の施設管理者は、積雪期間中、雪崩危険箇所の点検を適宜実施し、雪崩の早期発見と事故防止に努める。

②危険箇所の監視

市は、雪崩危険箇所の巡視を行うとともに、雪崩危険箇所に近接している民家、不特定多数の者が利用する公共施設、集会施設及び旅館等を対象に、雪崩監視装置を設置する等警戒体制の整備を図る。

また、危険箇所のある集落への連絡員の配置に努め、雪崩発生の兆候及び雪崩を発見したときの通報、警戒にあたらせる。

③県及び警察の協力体制

県は、市から応援要請があったときは、山形県警察（新庄警察署）と協力のうえ危険箇所の巡視を行い、警戒及び住民の避難に関して指導する。

④市民の心構え

市民等は、居住地周辺の地形、積雪の状況及び気象状況等に注意し、雪崩の兆候等異常な事態を発見した場合は、直ちに近隣住民、市及び警察に通報し、必要に応じ自主的に避難する。

(4) 事前回避措置の実施

①市民等への雪崩情報の周知

ア 市は、気象状況、積雪の状況及び危険箇所の巡視結果等を分析し、雪崩の発生の可能性について市民等に適宜広報を行い、注意を喚起する。

イ 市は、雪崩の発生により人家に被害を及ぼす可能性が高いと認めたときは、

地区住民に対し避難指示を行う。また、地区住民が自主的に避難した場合は、直ちに公共施設等への受入体制をとるとともに、十分な救援措置を講じる。

②道路・鉄道施設の対策

道路・鉄道等の施設管理者は、雪崩の発生しそうな箇所を発見したときは、当該区間の車両の通行、列車の運行を一時停止し、雪庇落とし等の雪崩予防作業を行い、雪崩発生的事前回避に努める。

(5) 雪崩発生時の応急措置

①雪崩発生状況の把握及び被災者の救助

ア 市は、自らの巡視又は他の関係機関及び市民等からの通報により雪崩の発生を覚知したときは、直ちに被害の有無を確認し、県へ状況を報告する。

イ 市は、市民等が被災した場合、直ちに消防機関及び県警察と連携し救助作業を行うとともに、必要に応じて県に自衛隊の派遣要請を行う。

ウ 市は、住居を失った市民を公共施設等に受入れ、十分な救援措置を講じる。

②鉄道・道路等施設の被災時の対策

ア 鉄道・道路等の施設管理者は、雪崩により施設が被災した場合、直ちに当該区間の列車の運行、車両の通行を一時停止するとともに、応急復旧措置を行い、交通の早期回復に努める。

また、避難者がいる場合は直ちに最寄りの消防機関及び県警察に通報して救援を求めるとともに、自らも救出作業に当たる。

イ 市は、雪崩による通行止めが長時間にわたり、列車や通行車両中に乗客・乗員等が閉じ込められる事態となったときは、施設管理者からの要請又は自らの判断により、炊き出し、毛布等の提供、避難施設への一時受入れ等を行う。

ウ 県警察は、周辺道路の交通規制を行うとともに、報道機関を通じてドライバーへの情報提供を行う。

③孤立集落住民の救助

市は、雪崩による交通途絶のため、集落の孤立が長期間に及ぶと認めたときは、県に対しヘリコプターの要請を行い、医師、保健師、看護師等の派遣及び医薬品、食料、生活必需品の輸送、救急患者の救助、もしくは地区住民全員の避難救助を実施する。

④二次災害の防止

市は、雪崩が河川等他の施設に影響を与えている場合は、直ちに当該施設の管理者に通報し、二次災害等被害の拡大防止を要請する。

3 市民生活の安全確保

(1) 一般建築物の雪害予防

①住宅・建築物の安全性に対する指導

市及び県は、建築物の新築、改良工事等を行う所有者に対し、市街地の状況や敷地の状況等により周辺への影響を十分配慮した屋根雪処理を行うよう指導に努める。

②克雪住宅の普及推進

核家族化や高齢化の進行に伴い、自力で屋根雪処理を実施できない世帯が増加しており、雪下ろしの労働力確保も難しくなっていることから、市及び県は、屋根雪荷重による家屋倒壊の防止を兼ねた克雪住宅の普及指導に努める。特に、豪雪地帯においては、既存住宅に対する命綱固定アンサーの設置や除排雪の安全を確保するための装備の普及、克雪に係る技術の開発・普及を図る。

③要配慮者世帯に対する除雪援助

市及び県は、高齢者世帯等の要配慮者世帯に対し民生委員、福祉団体等による訪問等を行い、積雪状況等の把握に努めるとともに、これらの世帯の除雪にあたっては、地域社会の連帯、相互扶助等による組織的な取り組みが実施されるよう啓発する。

④屋根雪等による事故防止の啓発

市は、屋根雪等による事故防止のため、市民に対し次の留意事項の啓発に努める。

- ア こまめな雪下ろしの励行
- イ 雪庇や屋根からの落雪埋没による事故防止
- ウ 雪下ろし中の転落による事故防止
- エ 非常時における出入り口の確保
- オ プロパンガス等の安全確保
- カ 家庭用除雪機のロータリーによる事故防止
- キ 換気口の確保

(2) 孤立集落における雪害予防活動

市及び県は、豪雪のため孤立が予想される集落について、生活道路の確保、生活保護世帯等の除雪及び救急患者輸送対策等の推進に努める。

また、山間豪雪地においては、集落間の交通が途絶する可能性があり、救助活動の遅延も予想されるため、市は、公民館等の避難所の電気、通信等のライフラインの雪害予防対策を講じるとともに、避難所で使用する暖房設備、燃料、携帯暖房品、食料及び救助資機材等の整備、備蓄に努める。

(3) 消防水利の整備

市は、積雪期にも配慮した消防力と救急体制の充実強化を図るとともに、積雪寒

冷地に適した消防水利施設の整備に努める。

4 農作物対策

市は、農作物を雪害から守るため、次の指導を行う。

- ①果樹の枝折れ防止
- ②ハウス、施設の倒壊防止
- ③融雪の促進

◆資 料◆

1 新庄市除雪資機材の整備状況

第2節 雪害応急計画

方針

降雪、雪崩等による雪害から市民の生活及び生命を守るため、交通、通信の確保、公共建物の倒壊防止及び人命救出等の応急措置を実施し、降雪、雪崩等による被害の軽減を図る。

主な実施機関

新庄市都市整備課、環境課、新庄市消防団、最上広域市町村圏事務組合消防本部、最上総合支庁、新庄警察署、国土交通省山形河川国道事務所新庄国道維持出張所、東日本旅客鉄道(株)

計画の体系

項 目	概 要
1 交通の確保	(1) 道路の除雪 (2) 鉄道の除雪
2 通信の確保	
3 公共建物等の積雪の除去	
4 雪崩対策	(1) 警戒体制の整備 (2) 雪崩発生時の応急措置
5 豪雪対策本部	(1) 設置基準 (2) 構成 (3) 市民等への周知 (4) 災害対策本部への移行 (5) 雪害対策連絡会議
6 応援の要請	

1 交通の確保

(1) 道路の除雪

主要な国・県道の除雪は、それぞれの除雪計画に基づいて除雪を実施し、十分な交通の確保を図る。

市及び県は、積雪時における道路機能の確保を図るため、各道路管理者と相互に連携し、除雪計画を定め、計画的な除雪を行う。

(2) 鉄道の除雪

東日本旅客鉄道株式会社は、降積雪時における列車の安全走行を確保するため、除雪車両及び除雪機械を整備するとともに、適正要員を配置し除雪体制の確保に努める。

2 通信の確保

災害時優先電話、非常電報、防災関係機関以外の機関の通信設備等を活用して、通信の確保を図る。

3 公共建物等の積雪の除去

各施設の管理者は、当該建物の積雪を状況に応じ除去し、倒壊防止を図る。

4 雪崩対策

(1) 警戒体制の整備

①市は、最上広域消防本部及び消防団と連携して雪崩危険箇所の巡視を行うとともに、雪崩危険箇所に近接している民家、公共施設、集会施設等を対象に警戒体制の整備を図る。

②地域住民は、雪崩の兆候等異常な事態を発見した場合は、直ちに近接住民及び市に通報し、必要に応じて自主的に避難する。

(2) 雪崩発生時の応急措置

①市は、巡視又は通報により雪崩の発生を覚知したときは、直ちに被害の有無を確認し、県へ状況を報告する。

②市は、市民等が被災した場合、直ちに最上広域消防本部及び新庄警察署と連携し救助作業を行うとともに、必要に応じて県に自衛隊の派遣要請を行う。

③市は、住居を失った市民を公共施設等に受け入れ、十分な救済措置を講じる。

④市は、雪崩が河川等他の施設に影響を与えている場合は、直ちに当該施設の管理者に通報し、二次災害等被害の拡大防止を要請する。

5 豪雪対策本部

(1) 設置基準

積雪量が概ね 150cm を越え、道路事情の悪化等により市民生活に大きな影響を及ぼすおそれがあるときは、雪に対する諸般の対策を統一し総合的に雪対策を推進するため、豪雪対策本部を設置する。

(2) 構成

①本部長は副市長、副本部長は教育長があたる。本部員は、市の災害対策本部員とする。事務局は環境課におき、事務局長には環境課長をあてる。

②豪雪対策本部に本部連絡員室をおき、室長には環境課長をあてる。本部連絡員には、次の課の災害対策本部員をあてる。

総務課、財政課、総合政策課、成人福祉課、子育て推進課、健康課、農林課、商工観光課、都市整備課、上下水道課、学校教育課、社会教育課

(3) 市民等への周知

豪雪対策本部を設置した場合は、広報等により市民に周知するとともに、地域ごとの対策を円滑に行うため、区長協議会及び関係機関等に通知する。

(4) 災害対策本部への移行

豪雪対策本部は、雪による激甚な災害の発生が予想され、又は発生した場合には発展的に解消し、法に基づく災害対策本部を設置する。

(5) 雪害対策連絡会議

豪雪対策本部の設置基準に至らない場合は、必要に応じて雪害対策連絡会議を設置し、雪に関する情報・各課の対応状況・市民生活への影響等の情報収集・整理にあたる。

①雪害対策連絡会議は、副市長を本部長とし、豪雪対策本部の本部連絡員室を構成する課等の長をもって構成する。

②雪害対策連絡会議の事務局は、環境課におく。

6 応援の要請

雪害応急対策実施機関において、除雪及び救出の実施が困難な場合は、「第6節広域応援・**受援**計画」に基づき応援を要請する。

＜主要部の構成と対策事項＞

部	部長	構成	対象事項
総務部	総務課長	総務課長会の課長	市民広報、予算、除排雪等職員動員
建設部	都市整備課長	建設課長会の課長	除排雪、市民雪捨て場、施工・工事管理
福祉部	成人福祉課長	民政課長会の課長	一人暮らし老人の雪下ろし支援、避難行動要支援者対策、所管施設の安全対策
環境部	環境課長	環境課	情報の収集・伝達、ごみ・し尿処理対策、雪崩パトロール
教育部	教育総務課長	教育総務会の課長	教育関係施設の安全対策
農林商工部	商工部	産業課長会の課長	農林被害調査、商店街の指導

第4章 林野火災対策計画

方針

林野火災の発生に対し、迅速かつ効果的な消防活動によりその延焼を最小限に食い止めるため、森林所有者・管理者、消防機関その他関係機関は、連携して消防活動を実施する。

主な実施機関

新庄市農林課、環境課、新庄市消防団、最上広域市町村圏事務組合消防本部、最上総合支庁、新庄警察署、林野庁東北森林管理局山形森林管理署最上支署新庄森林事務所、最上広域森林組合

計画の体系

項 目	概 要
1 出火の発見・通報	
2 消火・救助活動	(1) 地上での消火活動 (2) 空中消火活動 (3) 現地式本部の設置
3 避難・誘導	(1) 森林内の滞在者の退去 (2) 市民の避難
4 応援の要請	
5 鎮火後の措置	

1 出火の発見・通報

- ①森林・原野等で火災の発生を発見した者は、直ちに消防機関に通報しなければならない。また、発生した火災が初期であり火勢が弱い場合には、発見者は自身に危険が及ばない範囲で初期消火に努める。
- ②通報を受けた消防機関は、直ちに関係隊を出動させるとともに、関係機関に所要の措置を講ずるよう要請する。

2 消火・救助活動

(1) 地上での消火活動

市、消防団、最上広域消防本部及び山形森林管理署最上支署新庄森林事務所、その他の林野関係機関は、相互に連絡を密にし、それぞれの消防計画の定めるところ

により、連携して消防活動を行うものとする。

(2) 空中消火活動

市は、地上での消火活動では消火が困難であり、ヘリコプターによる空中からの消火の必要があると認めるときは、県に対して、消防防災ヘリコプターの出動を要請し又は自衛隊のヘリコプターの災害派遣要請を依頼する。また、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく他都道府県の市町村等のヘリコプターを用いた応援を要請する必要があると判断した場合も、県に対し応援要請を行う。

(3) 現地指揮本部の設置

大規模な火災の場合は、多数の機関が消火・救助活動に従事することから、最上広域消防本部消防長は、機関相互の連絡調整を行い、消火・救助活動を統一的に実施するため、必要に応じて現場指揮本部を設置する。

3 避難・誘導

(1) 森林内の滞在者の退去

市、新庄警察署及び最上広域消防本部は、林野火災発生の通報を受けたときは、直ちに広報車等により火災発生周辺地域に広報を行い、登山者等の森林内滞在者に速やかな退去を呼びかける。また、道に迷った者等に遭遇したときは、安全な避難路を指示し、必要に応じて安全地帯まで誘導する。

(2) 市民の避難

市長は、林野火災の延焼により住家等に危険が及ぶと判断したときは、地区住民に対して避難指示等を行い、警察等と協力して住民を安全に避難させる。特に避難行動要支援者の避難誘導については、避難計画に基づき、時間に余裕をもった避難誘導を行う。

4 応援の要請

市は、自らの消防力では火災の鎮圧が困難と認めるときは、「風水害等対策編第1編第3章第1節の3 広域応援・**受援**計画」に基づき応援を要請する。

5 鎮火後の措置

最上広域消防本部及び消防団は、鎮火後においても、再燃に備えて監視・警戒を行う。林野の管理者等は、焼失した林地の崩壊等を防止するため、速やかに植林や治山工事を実施する等、二次災害防止措置を講ずる。

◆資 料◆

- 1 山形県広域消防相互応援協定書
- 2 山形県広域消防相互応援協定運用について
- 3 山形県消防広域応援隊に関する覚書
- 4 山形県林野火災用空中消火資機材等管理及び貸付要綱
- 5 災害対策用臨時ヘリポート設定基準
- 6 大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定
- 7 災害対策用臨時ヘリポート指定場所

第5章 原子力災害対策計画

第1節 原子力災害予防計画

方針

原子力災害による被害並びに市民の健康の保護及び不安の軽減を図るために、市が実施する平時における原子力災害予防対策について定める。

主な実施機関

新庄市環境課、新庄市教育委員会、新庄市消防団

計画の体系

項 目	概 要
1 活動体制等	
2 モニタリングの実施	
3 防災体制の整備	(1) 通信連絡体制の整備 (2) 避難等の体制の整備 (3) 防災訓練等の実施
4 防災知識の普及	(1) 放射線に関する知識の普及 (2) 原子力災害に関する防災知識の普及

1 活動体制等

市は、平時から、実施体制や実施方法等を記載したマニュアルを策定するなど、各々の役割に応じて活動体制を整備するとともに、防災知識の普及等の活動にあたる。

2 モニタリングの実施

市は、空間の放射線線量率（以下「空間放射線量」という）に係るモニタリング実施するための機器の整備に努めるとともに、県が実施するモニタリングに協力するものとする。

3 防災体制の整備

(1) 通信連絡体制の整備

市は、市民等に正確な情報を迅速に伝達するため、緊急時における防災行政無線及び広報車等の広報設備及び機器等の整備を推進する。

(2) 避難等の体制の整備

市及び県は、国が示す緊急事態の初動対応段階の区分に応じた注意喚起・避難体制整備する。

(3) 防災訓練等の実施

市は、緊急時通信連絡訓練、市民に対する情報伝達訓練等を定期的の実施する。

4 防災知識の普及

(1) 放射線に関する知識の普及

市は、県・国と協力して放射線に関する正しい知識の普及と啓発を行う。

(2) 原子力災害に関する防災知識の普及

市の教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努める。

第2節 原子力災害応急計画

方針

原子力災害による被害を軽減するため、隣接県等の原子力施設で大規模な事故が発生した場合に、市が実施する緊急時における原子力災害応急対策について定める。

主な実施機関

新庄市農林課、上下水道課、環境課、新庄市消防団、最上総合支庁

計画の体系

項 目	概 要
1 市の活動体制	
2 モニタリングの強化及び対応	(1) 緊急時における環境放射線モニタリングの実施 (2) 基準値超過食品の流通防止措置 (3) 水道水の摂取制限等の措置
3 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施	(1) 警戒事態及び施設敷地緊急事態の際の市民等への注意喚起 (3) 全面緊急事態の際の注意喚起及び屋内退避、避難誘導の防護活動の実施
4 市民等への情報伝達等	
5 自治体の区域を超えた避難者の受入活動	
6 風評被害の軽減及び損害賠償請求等	(1) 風評被害等の影響の軽減 (2) 損害賠償の請求等

1 市の活動体制

市は、隣接県等の原子力施設において事故が発生した場合、又は内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発した場合で市長が特に必要と認めた場合は、災害対策本部を設置する。

2 モニタリングの強化及び対応

(1) 緊急時における環境放射線モニタリングの実施

市及び県は、原子力発電所における事故を覚知した場合、速やかに測定地点を決定し、環境放射線モニタリング機器によるモニタリングを強化する。

(2) 基準値超過食品の流通防止措置

市は、県から摂取及び出荷制限の要請を受けた場合、農林水産物の生産者、関係事業者及び市民等に対し摂取及び出荷を差し控えるよう要請する。

(3) 水道水の摂取制限等の措置

水道事業者は、水道水の放射性物質検査の結果、管理目標値を超える放射性セシウムが検出された場合には、超過原因を究明するとともに、その旨を水道利用者に周知する。

3 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

(1) 警戒事態及び施設敷地緊急事態の際の市民等への注意喚起

市及び県は、原子力災害による本県への影響が懸念される場合に、市民等の不安を解消し正しい情報に基づき適切に対応してもらうため、屋内退避の指示が出された場合の留意事項について、早い段階から周知を図り、市民等に対して注意喚起を行う。

(2) 全面緊急事態の際の注意喚起及び屋内退避、避難誘導の防護活動の実施

市及び県は、本県への影響が懸念される場合に、早い段階から注意喚起を行うとともに、本県に対して原子力災害対策特別措置法（平成 11 年 12 月 17 日法律第 156 号）第 15 条の規定に基づく指示があった場合には、市民等に対して避難指示を行う。

市は、内閣総理大臣又は知事から屋内避難又は避難指示を受けたときは、要避難者を把握し、避難先の指定を行ったうえで、あらかじめ定めた手順により、市民等を屋内避難させる。

4 市民等への情報伝達等

市は、市民等に対して、防災行政無線や広報車など様々な媒体を活用して、次の事項について情報の提供を行うとともに、市民等の行動に関する必要な事項の指示を行う。

- ①事故の概要
- ②災害の状況
- ③市及び関係機関の対策状況
- ④市民等のとるべき行動及び注意事項
- ⑤その他必要と認める事項

5 自治体の区域を越えた避難者の受入活動

自治体の区域を越えた避難者の受入れ等の活動については県と協議する。また、避難指示に基づかない自主避難者については、市及び県が連携して受入活動にあたる。

6 風評被害の軽減及び損害賠償請求等

(1) 風評被害等の影響の軽減

市は、国、県及び関係団体等と連携し、原子力災害による風評被害等を未然に防止し、又は影響を軽減するため、農林水産物や市内企業が製造する製品等の適正な流通の促進と観光客の減少の防止のための広報活動等必要な対策を行う。

(2) 損害賠償の請求等

市及び県は、将来の損害賠償請求等に資するため、原子力災害に伴い発生した業務及びその経費について諸記録を作成・保存する。